

会 議 録 目 次

令和元年第3回海田町議会定例会（第1日目）

令和元年6月4日（火）午前9時00分 開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	5
日程第2	会期の決定について……………	5
日程第3	諸般の報告	
	①議会報告……………	6
	②行政報告……………	6
	③報告第2号 平成30年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書……………	8
	④報告第3号 平成30年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費 繰越計算書……………	10
日程第4	一般質問	
	○佐中十九昭議員……………	11
	○多田雄一議員……………	27
	○下岡憲国議員……………	38
	○兼山益大議員……………	55
	○久留島元生議員……………	69
	○大高下光信議員……………	73
	○富永やよい議員……………	77
	○大江康子議員……………	87
	（延 会）……………	89

令和元年第3回海田町議会定例会

会 議 録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 令和元年6月4日（火）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 6月4日（火）9時00分宣告（第1日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（15名）

|     |         |     |                          |
|-----|---------|-----|--------------------------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 2番  | 欠                      員 |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信                  |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 兼 山 益 大                  |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公                  |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生                  |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一                  |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男                  |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治                  |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（15名）

|     |         |     |                          |
|-----|---------|-----|--------------------------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 2番  | 欠                      員 |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信                  |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 兼 山 益 大                  |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公                  |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生                  |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一                  |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男                  |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治                  |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|               |         |
|---------------|---------|
| 町 長           | 西 田 祐 三 |
| 副 町 長         | 櫻 竜 俊   |
| 企 画 部 長       | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部 長       | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 長   | 湯 木 淳 子 |
| 建 設 部 長       | 久保田 誠 司 |
| 総 務 部 次 長     | 門 前 誠 司 |
| 建 設 部 次 長     | 龍 岩 広 幸 |
| 企 画 課 長       | 鎌 田 浩 一 |
| 魅力づくり推進課長     | 宮 垣 将 司 |
| 財 政 課 長       | 吉 本 真 人 |
| 総 務 課 長       | 近 森 茂   |
| 財 政 課 長       | 片 山 茂   |
| 町 民 生 活 課 長   | 脇 本 健二郎 |
| 社 会 福 祉 課 長   | 中 下 義 博 |
| こ ど も 課 長     | 森 川 雅 枝 |
| 長 寿 保 険 課 長   | 新 藤 正 敏 |
| 建 設 課 長       | 木 村 生 栄 |
| 上 下 水 道 課 長   | 早稲田 誠   |
| 教 育 長         | 佐々木 智 彦 |
| 教 育 次 長       | 伊 藤 仁 士 |
| 学 校 教 育 課 長   | 森 山 真 文 |
| 生 涯 学 習 課 主 幹 | 倉 本 勇 登 |
| 新 庁 舎 整 備 室 長 | 山 田 長 秀 |

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 辻 千 奈 美

主 査 水 野 啓 太

主 事 木 村 俊 英

## 10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

### 日程第3 諸般の報告

## ①議会報告

## ②行政報告

③報告第2号 平成30年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書

④報告第3号 平成30年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

日程第4 一般質問

目程第5 第20号議案 工事施行協定の締結について

日程第6 第21号議案 町道の路線の認定について

日程第 7 第22号議案 消費税法及び地方税法の改正に伴う関係条例の整備に関する  
条例の制定について

日程第8 第23号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 第24号議案 海田町住居表示に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 第25号議案 海田町重度心身障害者医療費支給条例及び海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 第26号議案 海田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

日程第12 第27号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 第28号議案 海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 第29号議案 海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 第30号議案 令和元年度海田町一般会計補正予算（第1号）

日程第16 発議第2号 消費税10%増税の中止を求める意見書案

日程第17 発議第3号 企業・団体献金の禁止と政党助成金の廃止を求める意見書案

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（桑原） 皆さん、おはようございます。本日は大変御苦労様です。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、令和元年第3回海田町議会定例会を開会いたします。

なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び委任を受けた者の出席を求めています。

また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をしておりますので、御了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。この際、議長より一言申し上げます。

本年5月から令和という新しい時代が幕を開けました。万葉集を出典とし、人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つという意味を持つこの新元号に込められた願いとこの新時代の到来に特別な思いを感じているところでございます。令和2年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、海田町でも織田幹雄さんの功績を称えた織田幹雄スクエアの落成に加え、旧千葉家住宅や西国街道など観光資源を活かしたまちづくりを進めるべくスタートしたところでございます。

執行部におかれましては、誰もが安心して住み続けられる環境の整備や災害に強い安全なまちづくり、長期的視点に立った町の魅力をより高めるまちづくりを着実に進められるようしっかり取り組んでいただきたいと思います。また議会といたしましても、令和という時代が平和で、町民の皆さん一人ひとりにとって希望に満ち溢れ、大きな花を咲かせる時代となるよう、より良い施策を町政に反映するために努めてまいります。

現在、国内外における社会経済情勢は目まぐるしく変化をしております。町に求められるニーズも多様化・複雑化しています。こうした中であって、法令順守の視点と町民目線を持ち、それぞれの立場でそれぞれの職務に取り組んでいただくことをお願い申し

上げます。

この際、町長から発言の申し出がございますので、これを許します。西田町長。

○町長（西田）皆様、改めましておはようございます。本日令和元年第3回海田町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。令和最初の議会となります本定例会には報告2件、工事施工協定締結1件、町道認定1件、条例改正8件、補正予算1件を提出しております。

議員の皆様におかれましては、十分に御審議いただきまして、是非とも議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、本定例会の招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

○議長（桑原）本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第17に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より13番、崎本議員、14番、前田議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から6月7日までの4日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月7日までの4日間と決めます。

この際、議長よりお願いをいたします。議員の皆様におかれましては、質問質疑に当たっては地方自治法及び会議規則の品位の保持、品位の尊重の規定に十分留意の上、発言をしてください。

次に執行部におかれましては、質問、質疑の内容を十分理解の上、メモを取るなどして、答弁漏れのなきよう、的確で分かりやすい答弁をしていただきたいと思います。

なお、質問質疑の内容が不明なときには、議会基本条例及び会議規則の趣意の確認の規定により、議長の許可を受けて、内容を確認の上、答弁をしてください。

以上の点をお願いいたします。



員の参集体制の確認のため、海田町全域で震度5強を観測したとの想定で、職員参集電話、メール模擬訓練を実施しました。また、水害対処訓練として、5月29日と30日に土のう作成訓練を、6月3日に堀川ポンプの運転訓練を行いました。また、避難要支援者制度については、制度の円滑な運用を図るため、5月23日に自治会連合会と民生委員児童委員の役員の皆様との間で意見交換が行われたところでございます。

次に、災害時支援協定等の締結についてでございますが、3月20日に災害時の復旧支援協力に関して公益社団法人日本下水道管路管理業協会と、3月26日に災害時の医療救護に関して一般社団法人安芸薬剤師会と、4月26日に災害時の物資供給に関して株式会社ハローズと協定を締結しました。また、5月24日には町内五つの郵便局と様々な分野で協力していくことを目的とした包括連携に関する協定を締結しました。

次に、大規模小売店舗立地法に基づく手続きでございますが、南大正町の国道31号線沿いのイオン跡地へのスーパーマーケットマックスバリュを核とした複合商業施設の出店計画について、法による通知を行い、本件の手続きを終了いたしました。なお、当該店舗は6月1日に開店しております。また、フタバ図書の出店計画書が4月12日に提出されました。この計画書によりますと、南大正町の国道31号線沿いの既存店舗において売場面積の拡大を行い、今年の10月に改装オープンする予定となっております。

次に、県市町連携会談でございますが、広島県知事が各市町を訪問し、首長との意見交換や視察を行う県市町連携会談が5月31日に本町で開催されました。ひまわりプラザにおけるネウボラの実施状況及び県の重要文化財に指定されている旧千葉家住宅書院などを視察した後、子育て環境の整備及び災害に強いまちづくりをテーマとして意見交換を行い、一層の連携強化を確認いたしました。

続きまして、待機児童対策として、民間保育所等事業者の公募選定を行い、広島市南区で認定こども園を運営している学校法人幸和学園に決定しました。定員130名の認定こども園として海田町畝2丁目15番24号に施設整備される予定でございます。また、4月1日には海田市駅南口に開業した商業施設ビエラ海田市において、認可保育所学校法人住田学園みどりのなぁーさりいが開所しました。

次に、児童クラブについてでございますが、海田小学校区児童クラブと、海田西小学校区児童クラブの運営について、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社と委託契約を締結し、4月1日から委託を開始しました。

続きまして、今年度から開始した運転免許証自主返納高齢者支援事業については、5

月末までに21件の申請があり、高齢者の外出を支援するため、パスピー18件、タクシー券3件を交付しました。

次に、危険箇所等の点検についてでございますが、5月24日に広島県と合同で急傾斜地のパトロールを行いました。また、6月4日、本日町内の道路、河川、急傾斜地などの一斉点検を行います。

続きまして、新海田公民館についてでございますが、仮称海田公民館及び仮称織田幹雄記念館総称検討委員会を3月1日及び15日に開催し、その愛称を織田幹雄スクエアに決定いたしました。整備状況につきましては、工程どおり進捗しており、来年4月の開館に向け準備を進めております。また、これまで借り受けていた町立図書館駐車場用地を返還するための原状復旧工事を完了し、4月1日に所有者に返還いたしました。

以上、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについて報告いたしました。

先ほどオリンピック競技大会組織委員会を公益社団法人と発言しましたが、公益財団法人に訂正させていただきます。

それから、大規模小売店舗立地法に基づく手続で、国道31号線と発言しましたが、国道31号でございます。訂正して、お詫びを申し上げます。

○議長（桑原）以上で行政報告を終わります。

続きまして、報告第2号、平成30年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第2号、平成30年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書。平成30年度海田町一般会計で議決いただきました会計年度任用職員制度導入事業ほか28件の繰越明許費について繰越計算書を調製しましたので報告いたします。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは報告第2号、平成30年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。報告第2号は、平成30年度海田町一般会計予算で既に議決をいただいている繰越明許費について繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。件数が多くございますので、款ごとの繰越事業の件数と合計の繰越額について報告させていただきます。

まず、2款、総務費については5件、次に4款、衛生費については2件、2ページに

移りまして、8款、土木費については7件、3ページに移りまして、9款、消防費については2件、次に10款、教育費については4ページ目にもまたがって6件、次に11款、災害復旧費については4ページから5ページにかけて7件、合計29事業の翌年度繰越額は10億9,220万3,000円でございます。

以上で報告第2号、平成30年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）各項目にわたって多数あるけれども、大ざっぱに知りたいんですけども、繰越明許で決算に近いところと今進行中であるところ、こういう進捗率、あるいは急いでしなければならないところがなかなかいろんな条件によってできないという箇所があれば、その答弁を願いたいと思います。特に各款にわたって多く発生をしておる訳ですが、直接町民に関する日常生活に及ぶそういう繰越の中での進捗、これが大きな今問題になっているというような場合があったら、報告を求めます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）進捗率等に関するご質疑でございますが、まず全体で申しますと、支出負担行為額のベースで申しますと、全体で約63パーセントの執行率でございます。繰越明許費につきましては、当然ながら早期にその事業効果を発揮できるよう、早期に取り組んでまいるところでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）それは努力は認める訳ですし、一遍にやれといっても相手もあることだし、業者もあることだし、いろいろあるんですが、日常生活の中で本当に暮らしやすい健やかな生活ができるという、ここに影響している部分は何か、あるのかないのか。特に弱い人の立場に立った行政は、健常者でもこれが適用されて住みやすいまちづくりになる訳ですが、特に災害に関わっているような問題が出てきておる訳ですけれども、こうした中でこの進捗、今先ほどパーセント言われましたけれども、住民の、そういう弱者救済のための基準がそこでまた出てくる訳ですけれども、一般的な生活で日常に困って非常に苦勞されている。ここを優先的にやっていかなければならないというように考えるんですが、どうですか、お尋ねします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）特に住民サービスに直接関わるものであるとか、弱者の方に対する対応であるとかいうところについては、議員が御指摘のとおり、優先的に早急に取り組んでまいるところでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件については地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので承認案件ではございませんので、報告第2号についてはこれをもって終結をいたします。

続いて、報告第3号、平成30年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第3号、平成30年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。平成30年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算で議決をいただきました公共下水道災害復旧事業の繰越明許費について繰越計算書を調製しましたので、報告いたします。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）それでは、報告第3号、平成30年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。平成30年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算で繰越明許の議決をいただきました事業費の災害復旧費の公共下水道災害復旧事業の繰越額は500万円でございます。

以上で報告第3号、平成30年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件については地方自治法施行令第146条の第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので承認案件ではございませんので、報告第3号についてはこれをもって終結をいたします。

これにて諸般の報告の全てを終了いたします。

この際、暫時休憩をします。再開は9時40分。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 9 時 2 6 分 休憩

午前 9 時 4 0 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

この際、議長より申し上げます。一般質問に入る前に再度申し上げますが、執行部におかれましては質問の内容を十分理解の上、メモを取るなどして答弁漏れのなきよう、的確で分かりやすい答弁をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。また、議員の皆様におかれましては、通告内容から大きくはずれないよう質問をしていただきますようお願いをいたします。

それでは、日程第 4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許します。15 番、佐中議員。

○15 番（佐中）15 番、佐中です。防災と被災者支援の抜本的強化へということでお尋ねをいたします。

東日本大震災から 8 年経つ。その後も大阪北部地震、熊本地震をはじめとする地震、西日本豪雨や台風などの豪雨・暴風・高潮被害、火山噴火など、深刻な災害が相次いでおります。こうした災害では、開発や災害対策のあり方、監視・観測や研究体制の脆弱さが改めて厳しく問われております。

そこでお尋ねをいたしますが、首都圏直下や南海トラフなどの大地震、台風や豪雨への備えを求める世論も強まっております。災害列島といわれる日本列島の地震活動が新たに活発化しているとの指摘もあります。温暖化などの地球規模での気候変動の影響も懸念をされております。従来の延長線上ではない防災対策の抜本的な転換が求められております。どのようにお考えですか。お尋ねをいたします。

平成 31 年度から、防災関係の行政組織を見直しし、強化する組織として変更されておりますが、我々を含め何の説明もありません。安心して暮らせる自治体の体制は、住民にとって最も身近な行政であり、住民福祉の機関、住民自治の組織として果たす役割はますます重要であります。

そこでお尋ねをいたしますが、これは私、5 月 7 日に通告書提案をしたのですが、5 月 9 日に説明がございました。中身は大体分かりますけれども、通告しておりますので、あえて発言をさせていただきます。

憲法がうたう地方自治の本旨に基づく地方自治体の自主性と、住民が主人公として尊重される地方自治の発揮を保障、そして先の災害の教訓から役場組織の行政組織が一部変更されている。4月広報に防災体制の強化を図るため「防災課、町民生活課、新庁舎整備室、その他」として一部掲載をされていますが、なぜ議会や町民にその役割と業務内容など説明されないのか、お尋ねをいたします。

二つ目は、防災・減災推進条例設置についてお尋ねをいたします。

広島で甚大な被害を出した土砂災害。2014年8月20日に広島県広島市北部の安佐北区や安佐南区の住宅地等で発生した大規模な土砂災害。広島土砂災害前日の19日に、県議会の社会基盤強靱化・再生可能エネルギー対策特別委員会で土砂災害の予算を大幅に増やし整備促進を求めています。昨年11月11日にも、同委員会でも整備促進を求めています。広島県の責任は重大です。

その前の1999年広島での土砂災害の時に大きな問題となったのが、新興住宅地での土石流被害であった。これは、広島県や広島市自体が平野部が狭いためニュータウンを整備する際に山沿いぎりぎりまで宅地造成したにも関わらず、砂防ダムなど砂防施設が整備されていなかったことによるものであるとほぼ結論付けられました。この災害では土石流の流れから外れることができれば人的被害が軽減したケースが多く、最上流部に家がありながら流れが逸れて助かった者や、隣家や自宅の2階に避難したことで難を逃れた者もいらっしゃいます。

広島県は全国一危険箇所が多く、土石流危険渓流数9,964か所、海田町では44、急傾斜地崩壊危険箇所数2万1,943か所、海田町は74、地すべり危険箇所数80か所、計31,987か所、そのうち海田町は合計118か所。対応するのに約333年間掛かり、これでは安心できない。これでいいのかと疑う。広島県は本腰を入れて抜本的な対策に直ちに踏み出すべきです。その要求と対応はどのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

海田町も浸水対策を含め数多くの対応箇所があります。町独自の防災・減災推進条例の設置は必要不可欠と思いますがどのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

さて、新たな元号を機に希望ある町政ということで、3番目に質問をさせていただきます。4月1日政府は臨時閣議で、新たな元号を令和と決定し、発表しました。5月1日の午前0時に元号が平成から令和に改まりました。

また、湯崎英彦知事は4月1日県庁での辞令交付式に192人が出席。「仕事に責任を持ち、妥協せず県民のために素晴らしい成果を出すことを追求してほしい」と述べ、また、

新元号令和が発表された1日、県内の官庁や企業では辞令交付式や入社式があり、それぞれに決意を新たにされました。西田町長も町広報5月号町長コラムで、最終的には住みやすさを実感・そして選んでいただけるまちとして決意を新たにされています。

表現はそのとおりですが、しかし、安倍政権は、この6年間で、1,6兆円も社会保障費の自然増を削減し、更に、社会保障を口実に消費税増税を強行しながら、社会保障をいっそう削減しようとしています。町は、国の悪政の防波堤として、福祉と子育て、暮らしを最優先の地方政治・希望ある町政を推進する必要があります。

国の施策によって、国民健康保険税を毎年のように値上げする動きと仕組みになっておりますし、介護保険は、昨年4月に3年ごとの改定で値上げが相次ぎ、私だけで平成29年度で11万8,049円、30年度分から負担率が1パーセント上がり23パーセントの負担となり12万4,319円でした。6,200円上がったことになります。制度開始から、2000年ですけれども、2倍。これからも3年ごとの値上げが繰り返されます。

利用回数の制限、利用料本人負担を最大3割、介護施設の不足、特別養護老人ホームの待機者が36万人全国でおりますが、これは高い保険料を払っているのに必要な介護を受けられない事態も広がっています。

子育て・教育でも、保育所の待機児童は全国で2万人、2018年4月時点でそうです。待機児ゼロは20年度末まで3年間も目標達成を先送りしています。受皿拡大は、保育士が基準の半分の企業主導型保育施設など、基準緩和・詰め込み型が中心で、求められる認可保育所の建設が足りず、自治体の公的保育への責任放棄も起こっております。こうした中で保育の質の低下が全国的に重大な問題になっております。学童保育でも、資格を持つ指導員を2人以上から1人でも可能にする基準の引下げを実施しようとしており、保護者や関係者の不安と批判が広がっています。

そこでお尋ねしますが、安倍政権の社会保障削減の中で、国の社会保障削減に追随してしまうのか、地方自治体が住民福祉の増進、住民の福祉、命と暮らしを守るという本来の使命を果たすのかどうか問われております。新たな元号を機に、希望ある町政をどのように構築されようとしているのかお尋ねをいたします。

二つ目には、また併せて、教育委員会は、平成31年4月26日の総務文教委員会では、改めて夢未来ビジョンとして、夢を持ち、夢を語ることのできる児童生徒育成として主に新学習指導要領趣旨の実現など数点をあげられました。改めてお尋ねをいたしますが、夢を持ち、夢を語ることのできるとは一人ひとりの児童生徒の育成について夢ある・希

望のある育成、将来の構想・展望を見通す洞察力をどのように育成するのか、お尋ねをいたします。

さて、次に平和と暮らしと改憲についてお尋ねをいたします。

安倍暴走政権が改憲への執念を燃やす中、日本が平和国家であり続けるか、それとも軍事大国化、戦争する国づくりを許すのかが今問われております。9条改憲をはじめとする改憲案の国会審議と発議を許さないため、私たちは、安倍9条改憲NO！3000万署名の取組を進めております。

そこでお尋ねしますが、憲法違反の安全保障法制、戦争法発動に反対をし、アメリカにつき従い、軍事行動の歯止めなき拡大を許さないためも強く求められております。日米での軍事面での一体化を目指した5年間で27兆4,700億円もの大軍拡計画、防衛計画の新大綱の具体化の取組を町長、どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

二つ目には、10月からの消費税の10パーセント引上げは社会保障の充実といいながらもこの30年間の結果は大企業中心とし、約80パーセントは減税に充てられております。これは前回の資料を出したので、ご存じだと思いますが、消費税率10パーセントへの増税は、家計を直撃し、消費不況を更に深刻にします。暮らしも経済も壊す大增税です。低所得者ほど負担の重い消費税の増税は、アベノミクスで広がった貧困と格差を更に拡大をいたします。増税必要の立場の学者や経済人からも、こんな経済情勢で増税を強行していいのかという声もあがっております。日本共産党は10月からの消費税増税中止の一点での共闘を広げ、中止させるために全力をあげ呼び掛けております。

増税の影響緩和とする政府の景気対策は、異常で奇々怪々なもので、目玉のポイント還元は、食料品を8パーセントに抑えておく複数税率とセットになることで、買う商品、買う場所、買い方によって、実質的な税率が10パーセント、8パーセント、6パーセント、5パーセント、3パーセントと5段階にもなり、高額所得者ほど多くのポイント還元になるという、混乱と不公平を招きます。住宅や自動車の減税、公共事業の追加を合わせれば6兆円ものでたらめなばらまきであります。

複数税率にともなうインボイス導入は、4年後には実施される予定ですが、年間売上げが数百万円しかない消費税免税事業者に新たな税負担と事務負担をもたらし、その影響は、請負労働者や建設職人など、最大で1,000万人に及ぶとされております。消費税中止こそ最良の景気対策ですが、どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

最後に、核兵器問題の問題でお尋ねしますが、三つ目には、2017年7月に採択された

核兵器禁止条約は、2019年4月1日現在70か国が調印し、批准国は23か国になりました。一方日本政府は、禁止条約に背を向け続けております。日本政府に核兵器禁止条約の批准を強く求める事を町長に提案をいたしますが、どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

世界の闘いと強く連携し、協働し、平和・護憲・民主主義、そして安心して暮らせる社会、戦争のない平和な世界を目指す、アメリカいなるの軍事大国や大資本家・大企業・富裕層優先でなく、軍事費増強の防衛より防災予算・暮らし優先の予算などを増やせの運動の先頭に立つことを提案しますが、どのようにされますか、お尋ねをいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）佐中議員の質問の3点目の2番目については教育委員会から、それ以外については私から答弁いたします。

まず、防災と被災者支援の抜本的強化についての質問でございますが、1点目については、近年の地震活動や気象変動の影響によりこれまでの想定以上の災害が発生する可能性があることを前提として、それに対し、住民の迅速かつ円滑な避難行動の促進、自主防災組織等の活動の活性化による地域防災力の向上、様々な業種との災害協定の締結及び砂防えん堤の建設などハード整備の要望を行っていくことが重要であると考えております。今後より一層国や広島県との連携を密にしながら、様々な災害に対応できるよう準備してまいります。

2点目については、平成31年3月定例会における施政方針及び5月13日開催の全員協議会におきまして、組織改正について御説明させていただきました。また、広報かいた4月号及び5月号により主な業務等についてのお知らせをしたところでございます。今後組織改正を行う場合には、組織の内容や分掌事務について、議員及び町民の皆様丁寧な御説明してまいります。

続きまして、防災・減災推進条例設置についての質問でございますが、1点目については、楠木谷川、西ノ谷川、西ノ谷川支川及び明飛川の砂防えん堤整備事業と南幸地区の急傾斜崩壊対策事業の早期完了について、5月9日に広島県に要望いたしました。また、5月15日には国土交通省及び財務省にこれらの事業への財政支援を要望いたしました。今後も引き続き事業の早期完了について関係機関に要望してまいります。

次に、広島県の対応としましては、昨年度から楠木谷川災害関連緊急砂防事業と南幸町13地区災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業が実施されており、今年度から砂防激甚災害対策特別緊急事業により西ノ谷川、西ノ谷川支川及び明飛川で砂防えん堤整備に向けた調査に着手されております。

2点目については、防災・減災は行政のみならず、町民、自主防災組織、事業者等それぞれの役割や責務を明らかにし、連携して取り組むことが欠かせないものと考えております。平成30年7月豪雨災害における経験と教訓を生かし、本町の施策に合った条例を制定してまいります。

続きまして、希望ある町政の構築についての質問でございますが、新元号の令和には、春の訪れを告げ、見事に咲き誇る梅の花のように一人ひとりの日本人が、明日への希望とともにそれぞれの花を大きく咲かせることができる日本でありたいとの願いが込められております。町におきましては、住民の皆様に住みやすさを実感していただき、選んでいただける町となるよう、第4次海田町総合計画において、子育てしやすく、人が輝く町、環境を大切にする町、個性と活力ある町、支え合いと協働の町を基本理念として掲げ、住民福祉の増進に取り組んでまいりました。令和となりました今年から町では第5次海田町総合計画の策定に取り掛かっており、引き続き全国的な人口減少や社会情勢の変化を踏まえながら、海田町らしさを活かしたまちづくりを町民の皆様とともに進めてまいりたいと考えております。

続きまして、平和と暮らしと改憲についての質問でございますが、1点目については、防衛、安全保障については国の専権的事項であることから国政の場において十分に議論され、国民に説明されるべき事項であると考えております。

2点目については、経済財政運営と改革の基本方針2018において、少子高齢化に正面から取り組むために、2019年10月1日に税率を引上げて教育負担の軽減や子育て層支援、介護人材の確保等と財政再建とに、それぞれ、おおむね、半分ずつ充当するものとされております。町といたしましては、幼児教育の無償化をはじめ、消費税率の引上げに伴う財源を活用した施策の実施が見込まれていることを踏まえ、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化を両立するため、確実に財源を確保していくことが望ましいと考えております。

3点目につきましては、本町におきましても非核宣言を行い、日本非核宣言自治体協議会平和首長会議に参加し、核兵器廃絶に向けた活動に協力しているところでございま

す。住民の安全を守るべき自治体の責任者として、今後も核兵器廃絶に向けてアピールしていきたいと考えております。

また、議員御指摘の防災や町民生活に関する予算の増額については、広島県町村会、全国町村会を通じ、引き続き、国へ要望してまいります。

それでは、3点目の2番目については教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）佐中議員の質問に答弁いたします。

将来の構想、展望を見通す洞察力をどのように育成するかとの質問でございますが、小学校で令和2年度、中学校で令和3年度より完全実施となる新学習指導要領では、急速に変化し、予測が困難な時代の中、子どもたちが未来社会を切り開くための資質、能力を一層確実に育成する、このことが求められております。このことを踏まえまして、夢未来ビジョンでは、夢を持ち、夢を語ることのできる児童生徒の育成を目指し、各教科の基礎的な知識、技能の習得はもとより、現代的な課題に対応して求められる資質、能力の育成を図るために、例えば生活科、総合的な学習の時間で他教科等と関連させた教科横断的な学習の充実を図っております。これらの取組により、児童生徒が学習の基盤となる言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力等の資質、能力を身に付け、将来これらの能力を活用して様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決し、社会において活躍できるよう取り組んでまいります。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）再質問させていただきます。

まず、土砂災害による危険区域も含めて災害に対する考え方、広島県は、日本一多い災害のある箇所なんです。日本一です。これは2月23日広島テレビが特集でやっておりましたが、広島県の危険箇所、3万1,987か所、これ日本一なんですね。その対応については、地形の地質の問題であるとか、あるいは地形、山の礫質による進行と、県のそういう防災に対する治山治水の問題であるとか、いろいろの条件の下で今の状態は置かれておる訳です。それで、今までにも何回もお尋ねをいたしましたが、海田町で土石流の危険という箇所が44か所、急傾斜地の危険が70、全部で118か所、どれだけがんばってこの118か所を減らすのかと言ったら、減りませんという答弁があったんです。危険箇所は危険箇所として指定してあるんでしょうけれども、なぜ減らないのか。私、一定

程度のそういう治山治水や砂防ダムを作れば、118か所が117、6とか減ってくるのが当然だということに思うんですけども、減らないという答弁、私の認識が違うんかどうか分かりませんが、なぜそうなるのか、なぜそれを減らそうとしないのか、お尋ねします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず、危険箇所の考え方から御説明をさせていただきます。

危険箇所というのは、平成17年に国土交通省が要領を定めて危険な場所、皆さんに広く知らしめて周知するという要項に基づいてお示しをしたものでございます。こちらについては、今後見直しをする予定がまだ決まっていないと伺っておりますので、幾ら安全対策を実施した箇所であっても、その危険箇所としての位置付けが消える予定がないものでございます。この危険箇所に代わって新たにできたものが、砂防法に基づく基礎調査を経て指定する警戒区域と特別警戒区域、いわゆるイエローゾーン、レッドゾーンといわれるものでございます。こちらについては、対策が講じられると見直しがされて、レッドゾーンがイエローゾーンに変わっていく。要は、危険な箇所が消えていくというものになりますので、今後は危険箇所ではなくて、特別警戒区域、レッドゾーンといわれる箇所が今後どのように減っていくかというところで、安全の進捗が進んでいるという御確認ができればと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）理由はよく分かりました。いい説明だったと思いますが、しかし、118か所があるんですよね、これを減らすための努力あるいは条件、今言われた、県が指定をしたと。それにはどういう対策が必要なのか。山ほど大きいような砂防ダムというか、治山、治水の対策をしなければ、それが減っていかないのか。あるいは、この市街化区域と市街化調整区域の中での家の建て方の問題。これらも含めて一つでも二つでも減らしていくと。これは努力はされておるし、減災のためのそういう対策も一定程度は進んでおると思うんですけども、しかし、数の中で減っていかん限りは、いつまで経っても同じことが言えるんです。同じことを私もまた質問や質疑をすることになる訳ですが、そういうのはどうなんですか。今見たら、もう広島県は抜群に危険箇所が多いんです。一番中国地方で低いのは六千何ぼの鳥取で、その次が岡山が1万1,000、山口が2万2,000、島根が2万、広島県は3万1,000あるんです。これだけ膨大な危険箇所を、減災も含めて安全といわれる、ある程度の、数を減らしていかん限りは、そこに人が住めな

い、不安であるというような状況が結びつくんですが、どうしたら118か所の、今見直しをしてこれがあったんですが、じゃあ海田町で、それはどういう対策をしておるのか、お尋ねします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）ちょっと繰返しになるんですけども、危険箇所というのは、今の段階では消えることはないんですけども、先ほど御説明した土砂法に基づくレッドゾーン、イエローゾーンという考え方と非常に混乱する状況にございますので、広島県の方に、危険箇所をもう、見直してなくしてほしいという要望は、私の方から担当課の方にお願いはしているところです。繰返しになるんですけど、今後はレッドゾーン、特別警戒区域が、いかに減っていくかというので安全の進捗を御確認いただく必要があるかと思うんですけども、先ほどの町長答弁にもございましたように、楠木谷川であるとか、南幸13地区の急傾斜地の事業、これらが進行すれば、今あるレッドゾーンの方は、縮小もしくは消滅してイエローゾーンに変わっていくと考えております。したがって、海田町といたしましては、まずは広島県さんにそういう災害関連の緊急事業の実施、その後の通常の砂防事業、急傾斜事業を、引き続いて早期に完成をさせていただいて、レッドゾーンを、どんどん、どんどん減らしていきたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）よう分かりました。

町長にお尋ねしますが、この間5月27日に、広島県の町の議長会の研修会があったんですが、そのときに災害の問題で、想定外を超えるような場合についての町の取組、姿勢、これがかなり指摘をされて講演の中にあったんですね。災害に強いまちづくり、国土の強靱化という防災のまちづくりの中で、これまでは、事前の防災であったとか、災害対応、緊急復旧、これが中心だった。今からは、これは、防災力と対応力と復興力、復旧力、これが大きく全県において取り組まなければならない。それを、被害を想定しながら取り組むというのがあったんです。それで、本当は被害を出さない、被害を広げない、被害から復旧、復興させるというのが本来の行政の役割の中の一つですけども、これが強靱な都市、あるいはまちづくりの基本方向。これを目標にやった方がいいという論説であったんですが、町長はどのようにお考えですか、お尋ねします。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）確かにおっしゃるとおり、そういった取組が必要であろうというふ

うに考えております。まずその中で、ソフトとハードの両輪といたしますか、そういった整備が同時に必要なんですが、まずは、自分の命は自分で守るという、その辺の意識の浸透というのがまず前提にあって、それで災害に備えていくと。それで、まずは自助、それに自主防災力の向上を図りながら、その辺の備えをしていくということが、まず第一にあって、その後にそれぞれの復旧、復興力でありますとか、対応力、その辺は、これまでにないことを想定しながら、できるところから一つずつ調査、研究しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原） 答弁になってない。答弁になってない。どう取り組んでいくかということ  
を質問されとる訳です。はい、西田町長。

○町長（西田） 議員の研修の中に、今回の発災を受けて、事前の対応とか、その発災時の対応、更に復旧というところに今、目線が向いておりますが、基本的には、この災害、一番大事なのは命を守るというのが第一義でございます。それに向かって、その対応をしていくというのが大事だというふうに考えております。

先ほど、防災力とか対応力とか復旧力というふうなことを言われましたが、今後は、その展開の中に、やはりハードが追いついてこないというのが、先ほどの建設部の方からの具体的な話があったとは思いますが、そういったところが追いついてこないという現実がございます。そのためには、やはり先ほど防災課の課長が言いましたように、ソフトで対応せざるを得ない。そのためには、やはり一番には早く逃げていただくというのが一番の方法ではないかというふうに思います。具体的には、早く逃げていただくためには、そういった今回の教訓の中にいろんな検証を受けておりますので、まずは、幼少年齢における教育、更には地域におけるコミュニティで、できるだけ連携しながら逃げていただく。これが大事であるというふうに今は確認しておりますし、それらの防災発信を、防災情報を、できるだけ住民の方々に伝達できるようにホームページ等も改修しながら住民さんの情報提供に努めていくというのが、喫緊の具体策で今、動いているところでございます。

最後にもう一度繰返し言いますが、やはり一番に逃げていただくというのが大前提になってくるというふうに思っております。命を自分でしっかりと守っていただくというのが大事だというふうに考えております。

○議長（桑原） 佐中議員。

○15番（佐中） 災害問題やめよか思ったけれども、町長は犠牲者のことを中心に、今、

聞いって答弁をされたんですね。私は、起きてはならない災害、最悪の事態を避ける。もちろん人命もあります。安心して過ごせるまちづくり、あらゆる災害を想定して、国づくりであるとか、地方自治体を、平素から安全なそういう暮らしができる、その条件をどう作っていくのか。これが地方自治体の本来の役割です。危ないから逃げる。何にも行政は対応できるところだけして、危ないから逃げという、そういう考え方ではなくて、強靱なまちづくり、水のことも、崖崩れも、土砂災害も、いっぱいある訳で、その中で犠牲者が出たんですから、そういう災害に強いまちづくり、これが今求められておるんですね。特に、温暖化によって海水が蒸発して上昇して積乱雲で集中豪雨があるという大きな要因の一つですが、これが、この付近に差し掛かるというんか、いうのが去年の例なんですよ。そうした場合について何が起きても安心して過ごせる。もう半日あれだけのことが起きたら、私、そこの福祉学校の前であるとか、あるいは尾崎川水系の浸水の問題、もう大変なことになっていたなというように感じるんです。それらを本当に守っていくためには、日頃のそういう自治体づくり、安全のための自治体づくり。だから先ほど言うように、そういう危険箇所の問題も含めて、浸水であるとか、あるいは地震の対策であるとかそういうようなものが全体を含めて安心してできるまちづくり。もちろん人命も大切、犠牲者を出さないのも大切ですし、財産を一夜にして無くすることも、これも守ることも大切ですが、全体として被害を最小限、減災ですね、これが、防災力であったり、対応力であったり、復興力であるというこの位置付けを教わったというか、そういうのを想定しながら行政を進めるのが今後の一番の役割だというのがありますが、もう一遍、じゃあ、お願いします。

○議長（桑原）西田町長。

○町長（西田）今、御指摘のように、要するに強靱化、これを図ることも当然必要ですし、災害の種別を含めて説明をさせていただきたいです。

まず、今、目先には、土砂災害とか洪水というのが目の前にぶら下がっているという状況でございますが、私としては、町を守るという意味から、地震の備え、地震が起きれば津波は来る可能性があります、その備え、それから、今、海田町で常に注意報等が出てくる、高潮というこの問題、それから洪水の問題、それから土砂災害の問題というような一応分類はしてきております。その他、まだ多々ありますが、そういったところの取組においては、今回の広島県及び国への要望の中には、高潮の護岸の耐震化、これの要望も行っておりますし、それはイコール地震対策にもつながりますし、高潮対策、

更には津波対策にもその影響が出てくるというふうに、効果が出てくるというふうに考えておりますので、そういった方面も強靱化においては進めておりますし、議員御指摘の、減災に向けての動きも現状としては、我々は今、動いている状況でございます。もう少しそういったところの詳しくは、今後皆様に周知できるように、できるだけ見える化を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）おっしゃるとおりで、是非、それは力入れてほしいと思う。執行部だけ責めるのではなくて、議員の方にも指摘が、10か条というのが講演の中であつたんです。いちいち言うのもあれですが、議員は皆さん知っておられるので言いませんけれども、やっぱり、一番の問題は情報を流すこと。これが議員としての役割で、先ほど情報の中で、命を助けていくというのが、詳しくは言いません、これで終わりますけれども。2番目に、組織が変わっているのに人事の報告は先に受けました。だけれども、いわゆる4月に入って広報見たら分かるじゃないかと言われりゃそのとおりでしょうが、しかし、事業の内容、目的、あるいは課が分かれて担当がどうなる。もしそのときに何かがあつたら、我々はどこに連絡してどうするか、右往左往する。スムーズに事が進まなくなるんですよ。町長は、施政方針の中で、3ページ目には、一つには災害の防止に力を入れる、二つ目には住民避難のこと、三つ目には自主防災組織等地域防災の向上、このように述べておられて、ああ、組織変わるんだなというように私は感じはしとつたんですが、具体的に何がどう変わるとは、今の説明を受けるまでは分かりませんでした。というのは、条例を作ろうと思って議会提案でいろいろやったけれども、かなり難しくて、しかも、海田町が防災・減災の条例を作るのに、地域の自主防災会の組織、これらの関連をするということになれば、我々が勝手に決めても、できないことを決めて、それを行政に責任を負わすと条例違反になったりあるいは怠慢になったりするるので、議員が作るのは、それはちょっと難しいということから、問合せをしたら、いろいろトラブルとか、私の認識から見たら間違ふとつたんですね、それは、先ほど言った組織が変わっていったからうまいこと進まなかった。結果的には落ち着いて、今のところ、先ほどの答弁にあつたように、町の方で条例を作るというこういう方向で進んでいくという答弁をいただきましたから、それはそれでもいいんですが、しかし、情報は、早く流してもらわん限りは、議員として町民の方へ、あるいは自治会連合会の方が先に知ったりして、非常に困ることが出てくるんですね。町長が議員の時代のときも多分そう言われた

と思うんです。やっぱり議員が先に知る、あるいは調べて情報を流していく。私は災害のときに町長の方に3、4回情報を流したら、びっくりするほど警察にまでこういう情報があるがどうなんかなというような、そういうやり取りの中で町民は安心をしてやっていくという、そのための情報交換というのがね、研修の中でもありましたし、実際4月からこっちそういうのがあって、やっぱり、いろいろテレビとか、いろいろ情報はあるんだけど、直接、議員は議員としての情報を得るべきと、このような教訓を得ましたので、お互いに協力をしながら進んでいきたいと思います。

次に、新しい元号ができて、町長の答弁、いろいろ決意を新たにされて、個性や活力のある町、あるいは第5次というようにありましたけれども、一番の問題は、私は、8時間働けば普通に生活ができるような基盤を作らん限りは、なんぼ希望があるまちづくりやといっても、できないと思うんですよ。今、年収200万円台の人が1,100万人おる。こんな状態で、希望のある町、国ですよ、なかなかこれは大きな問題だと思うんです。町長、この8時間働いて普通に生活ができる、それは、正規社員、非正規社員それから今の契約社員であるとか、制度が小泉時代から変わってきて、非常に低所得の方に、一時的には良かったけれども、今はそうなっておるんですけども、これの改善の方法、町の職員だって、だいたい180人前後規定されておりますが、いろいろ嘱託であるとか、臨時であるとか、大体、倍おるんですよ。やっぱりそれ、身分を保障していかん限りは、希望のあるまちづくり、やる気のある仕事ができないというふうに思うんですが、その改善はどのようにされますか、お尋ねします。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）超過勤務の縮減でありますとか、労働時間の短縮というのは、社会的に大きな問題になっていると思います。こうしたこともありまして、今年7月から労働基準法が改正されまして、民間企業におきましては基本的には月45時間の超過勤務の制限といったものができたとなっております。こうしたことも踏まえまして、町におきましても勤務時間規則等改正しまして、基本的には45時間以内には時間外勤務を抑えるといったことで町の方も取り組んでおりまして、今年度からは、こうした労働基準法でありますとか、町の規則に基づいて労働時間の上限につきましては45時間ということを基本的に考えて取り組むようにしております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）今、正職員のことを中心にお話をされましたが、臨時であるとか、嘱託

であるとか、そういう方の身分保障、やっぱりここが不安定であれば、仕事も住民サービスも低下につながるんですね。責任がない立場というか、身に入らない、その時間だけ過ぎればいいというような、そういう状況になってくると思うんですが、なかなか私が発言しても難しいところがあるかも分かりません。ここ海田町だけの問題ではなくて全体の問題が含まれておるからなんですけれども、やっぱり、暮らしを支えるのは収入なんですね。これがないと生活が安定できない。ここに大きな問題があると思うんです。これをどのように考えますか、お尋ねします。

○議長（桑原）副町長。マイクをもう少し立ててください。

○副町長（櫻）臨時職員でありますとか、非常勤職員の収入の問題ということでございますけど、地方公務員法が改正されまして、会計年度任用職員制度というものが導入されています。町におきまして、この法律改正に基づきまして会計年度任用職員制度を導入するということになりますので、こういった制度導入に併せまして臨時、非常勤職員が会計年度任用職員制度に身分を切り替え、また職の見直しといったことを行っていくこととなりますが、こういった制度の見直しに併せまして、例えば期末手当の支給でありますとか、処遇改善等につきましても併せて考えていきたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）長々やっても答えは同じようなので、次、進みますけれども、新たな元号の問題で二つ目の問題。これはね、暮らしを守る社会保障、これを充実しない限りはまたこれが、8時間働いても普通の生活、それ以外の方ですよ、社会保障が十分いってないためにその生活が不安定になったり、希望がなくなったりというような状況が作り出されている条件にもなっているんですが、その社会保障を充実させるためにはもちろん町だけではなくて国が大きなウェイトを占める訳ですけれども、この問題について具体的に言うと、年金がどんどん減らされてきて、逆に、国保とかそういう料金がどんどん上がっておる訳ですね。収入の少ない家庭なんかは、非常に、子どもができて夫婦共稼ぎをしなければならぬような状況で、しかも国保は均等割、平等割があって、世帯と人に掛かってくるという。普通、おたくらは、おたくらいうたらちょっと失礼かもしれませんが、理事者側、執行部側は共済保険ですから、所得によって料金が変わって医療費を払っているんです。しかし、町民は、国保に入っている人は所得もあるんですが、それ以外に資産とこの均等割、平等割。普通、均等割、平等割はないというのが一番良い方法だというように思うんです。これがあるから、ものすごい負担が掛かって、

非常に国保料金が高くなっていくという、この改善の方法、町だけではちょっと無理かもしれません。しかし、県が統一してやっていますし、なぜ県がやらなければならないかというと、国の国保に対する補助が40パーセント台から20パーセント台に減って、各市町が繰入金をしてその制裁も含めて、いろいろ国民に負担をさせて国の財政を節約するとか、この方向に向けて取り組んだために、結果がこういうことになってきた訳ですよね。ですから、私が一番言いたいのは、今のいう均等割、平等割、これを止めさせる方向で県に働き掛ける方法は、お考えはお持ちかどうか、お尋ねします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）国民健康保険制度の町民の方への御負担ということで、今、町の方では、県を通じて国の方へ国の財政支援のお願いをしているところでございます。制度の根幹となす、今、議員がおっしゃった、均等割、平等割についての廃止というところについては、これは、国の中で、制度の中でできているものということで、町の方で何かできるということはないというふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）問題が大きいから、ちょっとこれまでにしときますけれども、やっぱり弱い人の立場に立って行政をやっていく。私、感じるのに、いつも議会を開く度に増税、料金の負担増、いつも出てくるんですよ。議会やる度に、本当は、社会が進むにつれて文化やら経済やら、そういう暮らしが楽にならなければならないのに、逆に苦しくなっていく。このままずっといくと、我々の子どもあるいは孫の時代、もう、どうなっていくのかというのが非常に心配。その役割を我々が、いかに改善をし、そして住みやすいそういう国づくりをしていくかというのが政治家にかかるとる。副町長、町長、教育長は職員の扱いかもしれませんが、議員は政治家ですから、あとは、説明員ですので、それに従ってやっていくんですが、その暮らしの問題をいかに進めていくかということですね。議会やる度に、値上げして、私は値上げについては相ならんということで反対をしておる。いいことについては提案をしながらも、ずっと賛成をしてきた。これは、私、何十年もやっていますから、ずっと一貫してその立場を貫いておる訳ですよね。ですから、本当に暮らしを守るという、こういう面で三つ目にしますが、お金の心配なく子どもが育てができる社会を作る。先ほどもちょっと言いましたけれども、子どもを放っておいて家を建つためにがむしゃらに働いて、1か所ではなくて2か所でも掛け持ちで働くということが私の知る限りでは2世帯もあったりする訳です。子ども、本当に放っ

たらかしとるんですよ。こういう面で、お金の心配もなくなり、子どもが育てる社会、この三つ、今まで言うた、8時間働いたら楽に生活ができるとか、二つ目には暮らしを支える社会保障、三つ目には安心して子どもが育てる社会を作っていく。町も一定のできる範囲の中で医療費の無料化とかかれて、一遍にはできないということで、当面小学校3年生までとか、いろいろあって努力はされているのは承知しておるんです。しかし本当に元号が変わって暮らしを守る、こういうことについてはどのようにお考えですか、お尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）ただ今、議員御指摘の、今後の課題につきましては、国政におきましてもいろいろと議論をされているところかと思えます。御指摘のとおりに働き方の改革であるとか、少子化、こういったことにどのように取り組んでいくか、こういったところを、国の中でも議論をし、一定の方向を示しながら取り組んでおられるところでございます。町といたしましては、国政で決められました制度の中で、町としてできることに取り組みながら、安心して暮らせるまちづくりといったものに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）ちょっと時間がないので、はしょっていきますが、教育委員会にちょっとだけお尋ねします。将来構想あるいは展望を見通す洞察力、これがなければ今の夢を持ち、夢を語るができないというように思うんですが、これはどのようにお考えですか、お尋ねします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）夢未来ビジョンを示しまして、その手だてとしていろいろポイントだけあげております。その背景については、あっこへ、るる書いてない訳ですけども、一言で言いまして、どんなことに挑戦して、いろいろ挑戦する訳ですけども、一人ひとりの子どもが何かやればできるというような自信を持つことが、将来にわたって生きていくための基だと思います。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）はしょっていきますが、消費税の問題でお尋ねをいたします。消費税10パーセント上げるというのがありますけれども、消費税を上げる度に、政府の借金が倍倍に増えてきておるんですね。社会保障に回す、もう大嘘です。例えば、消費税3パー

セント導入したときの政府の債務の残額は、300兆円でした。5パーセントのときは600兆円でした。今は1,200兆円、一人当たり867万円の借金を抱えとる。県も町も含めると1,100万を超えるような状況になってきておるんですね。やっぱり消費税は一般会計に入っているからこうなっとるんです。目的税に国がしとったら社会保障に回っていくんですが、そうではないんですね。そういうのを大企業の減税のために上げとるから今は赤字がどんどん増えてきとる。これが将来のつけになっとるんです。この消費税の10パーセントをやめさせる、その先頭に、町長、まだ法律は決まってないんですから、参議院選挙であるとかいろんな選挙でそういう値上げを進める政治家に対して打撃を与えること、これが止めさせることの近道ですか、どう考えますか、お尋ねします。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）消費税の増税に関しましては、今後少子高齢化が進展していく中で子育てや介護などそうした暮らしに必要な施策の推進でありますとか、社会保障制度を持続させていくためといった目的に加えまして、財政再建、そういった目的も含めて、国におきまして国会で十分な議論を行った上で使途も含めて引上げを決定されたものというふうに認識をしております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）ちょっとはしょって言います。消費税を、本当に悪い消費税なんですね。

（ブザーが鳴る）

○15番（佐中）終わります。

○議長（桑原）12番、多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。本日は3点質問をいたします。

まず第1点目。防災安全ガラスについて。防災安全ガラスとは、2枚のガラスの間に合成樹脂の中間膜を挟み熱と圧力で圧縮したガラスです。万一破損しても破片がほとんど飛び散らないだけでなく、防犯、耐紫外線にも優れています。現在工事中の織田スクエアに使われているのか。また、新庁舎には是非使うべきだと思うが、どうでしょうか。学校、保育園など、もし壊れた場合、子どもたちがけがをしないためにも、今後、取り替える際にはこの防災安全ガラスを使用してはいかがでしょうか。

2番目、織田スクエアの調理室です。現公民館利用者から、現在建築中の織田スクエアに調理室がないとの苦情や要望を何度も聞きます。既に建築工事に入っているため、設計変更は難しいとお答えをしておりますが、私も生涯学習の場、避難所での調理など、

必要性は高いと考えます。設計段階でも何人もの議員からも要望がありましたが、キャパシティの問題で実現できなかった経緯があります。そこで提案ですが、特別委員会の答弁で保健センターの調理台を使ってはとのことでしたが、現状ではとても代用はできません。保健センターの一階の、一部倉庫にしているスペースを改造して調理室を設けてはいかがでしょうか。管理の問題などもあるとは思いますが、調整すればできないことはないと思いますが、いかがでしょうか。

3 番目、通学・通園路の安全対策。新学期が始まり 2 か月が経とうとしています。毎年 P T A から通学路の安全について要望書が出ていると思いますが、また通学中の事故に対し、国からも通達が来ていると思います。対策は進んでいるのでしょうか。同じように、保育園・幼稚園の通園路や園の周辺の安全対策も進めていく必要があると思うが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）多田議員の質問の教育委員会の部分については教育委員会から、それ以外については私から答弁いたします。

まず、防災安全ガラスを使用することについての御質問でございますが、新庁舎については、安全性能やコスト、防犯対策等を総合的に勘案し、防災安全ガラスではなく強化ガラスを使用する予定としており、一部南側には省エネルギー性能の高い強化ガラスを採用する予定としております。また、保育所等で破損したガラスの取替えや施設の建替え、改修を行う場合には、議員御提案のものも含め、使用場所、用途、費用対効果などを考慮し、対応してまいります。

続きまして、通園路等の安全対策についての質問でございますが、厚生労働省から保育における安全管理についての通知を受け、町内各保育所に対し、園外活動の移動経路の安全性や職員体制などの再確認を含め、安全管理の徹底をお願いするとともに、園外活動の経路や危険箇所の有無などについて調査を行っております。また、現在、交差点を中心とした危険箇所の点検を行っており、これらの結果を踏まえ、今後の必要な対策を検討してまいります。

それでは、引き続き教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）多田議員の質問に答弁いたします。

まず、防災安全ガラスについての質問でございますが、織田幹雄スクエアにつきまし

ては、防災安全ガラスを使用する予定はなく、安全性や遮熱が必要な箇所に飛散防止フィルムを貼り付けたガラスを採用することとしております。また、町立小中学校におきましては、防災安全ガラスは使用しておらず、一部強化ガラスを使用しております。今後の取替えに当たりましては、来年度策定予定の学校施設長寿命化計画を踏まえ、調査研究してまいりたいと考えております。

続きまして、保健センターに調理室を設けてはどうかということについての質問でございますが、織田幹雄スクエアの建設に当たっては、海田公民館整備基本計画策定時に施設に導入する機能を検討しており、その際、限られたスペースにおいて整備できる諸室には限りがあることから、稼働率の低い調理室を整備しないことを御説明してきたところでございます。

続きまして、通学路の安全対策の進捗状況についての質問でございますが、教育委員会では、通学路点検を一過性の取組で終わらせることなく、関係機関と連携し、継続して通学路の安全対策を推進するために、平成28年度より、海田町通学路交通安全プログラム対策検討会を開催しております。今年度につきましては、昨年11月下旬にPTAから提出された要望書を基に、通学路の危険箇所把握、教育委員会と学校で危険箇所を現地で確認して資料を作成し、3月に当該検討会を開催しました。検討会では、継続検討となっている箇所も含め63か所、81件が上げられ、うち既に対応済みのものが48件ありました。更に令和元年度に入り、町民生活課、建設課合わせて8件対応しております。今後も関係機関と連携し、緊急度の高い箇所から対策を講じてまいります。また、この度の滋賀県大津市で散歩中の園児が交通事故に巻き込まれた事案を受け、管理職会で通学路の危険箇所の把握に努め、登下校の安全に配慮するよう指導しているところですが、今後は、現在、建設課が行っております町内の交差点を中心とした危険箇所の点検結果を受け、再度、通学路の安全点検を行う予定としております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それでは、再質問をいたします。

まず、防災安全ガラスですが、私も、あれ以来調べてみたら、かなり高額であるということが分かりましたので、なかなか使用は難しいかと思います。まずは織田スクエアについては、飛散防止フィルムを貼ったガラスということで答弁がありました。もう一つは、新庁舎については、強化ガラスを使用するというふうに答弁があったんですけど、一応、ガラスのいろんな効能というのを、表があるんですけど、防災安全ガラスは、全

てにおいて二重丸、丸なんですけど、強化ガラスについては、ちょっと飛散防止とかというところがバツになっているんですね。この飛散防止フィルムを貼ったガラスについては、ほとんどがクリアしている。三角、丸、三角、三角なんですけど、一般的に、これは強化ガラスよりも飛散防止フィルムを貼ったガラスの方がいいんじゃないかと思うんですが、新庁舎については、なぜ強化ガラスにされたのかをお聞きします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）新庁舎における判断でございますけれども、まずガラスについて、強化ガラスにつきましては、通常のフロトガラスと比べまして3倍から5倍の強度があるということで使用が望ましいという判断をしたものでございます。その中で庁舎の形状といたしまして、各階に軒がございますので、そういったところに手すりも設け、飛翔物については、ある程度避けることもできるといったことも想定をしながら、強化ガラスの対応が望ましいと判断をしたものでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）そういう判断をされたということは理解します。確かに庇があるので、いきなり壊れて落ちてくるということはないとは思いますが、一応、人が入る、例えば通路の上とか、そういったところについては防災安全ガラスを、これ、自動車のフロントガラスと一緒になんですよね、壊れても小さく破片が、尖った破片じゃなくて小さい破片になって、けがをすることがまずないというものなんですけど、そういったところに、部分的にでも使用したらどうかと思うんですが、その辺についての検討はいかがでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）防災安全ガラスにつきましては、先ほど議員からもコストがかなり高いといったところがありました。そういったところもございますし、あと飛翔物につきましては、先ほど答弁したとおり、なかなかガラスがむき出しといいますか、直接当たるようなところが新庁舎については少ない。それと、震災時に想定をされている問題といたしましては、揺れによるガラスの破損といったものも心配をされておりますけれども、新庁舎におきましては、免震構造を採用して揺れを少なくする、そういったところもございますので、防災安全ガラスを使わなくても強化ガラスで対応していこうと判断をしたものでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）東日本大震災のときに、東京都内のビルからガラスが一斉に落ちてきたという映像もありました。多分あれも強化ガラスを使用しているんじゃないかと思うんだけど、揺れが大きかったということもあったんでしょう。確かにさっき部長が言われたように、免震構造なのでそんなに揺れないということで、そういうふうに強化ガラスで対応したいということなんですが、部分的にでもそういう人が歩くところとかそういうところだけでも使っていただければと思うんですが、今後検討していただければと思います。

それと、小中学校、保育所なんですけど、一部強化ガラスを使用されておりますということなんですが、一部強化ガラスを使用しているというのは、どの辺の場所なんでしょうか、小中学校の。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）小中学校で一部使用されている場所でございますが、町内では言いますと、海田西中学校以外の5校において、耐震化、長寿命化等を行った工事の箇所について一部使用されているということでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）その一部というのは学校のどのあたりになるんかということをお聞きしたんですが。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（伊藤）先ほど申し上げました西中を除く5校のうち、例えば東小学校で申し上げますと、グラウンドに面した新館、新館のグラウンドに面した側でいわゆる耐震補強工事を行っておる箇所については、全て強化ガラスに変更しております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それは初めて聞きました。確かにグラウンドに面した部分はそれが必要だと思いますが、ほかの学校、東小以外でも海田小学校でも耐震補強をした訳ですけど、海田小学校、グラウンドに面したところにそういうふうないいガラスを使っているように見えんですけど、東小だけですか、それは。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（伊藤）先ほど申し上げましたように、各学校とも耐震補強をやっておるところ、例えば学校によってブレースというんですか、カケの字になっておるところ、あそこに面したところのガラスは全て強化ガラスに変更しております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それはちょっと知りませんでした。はい。

もう一つは、東日本大震災のときに体育館の上のガラスが壊れて、結局、避難所として使えなかったというところが確かあったと思うんです。今後、もし体育館のガラスを替えられるときに、今強化ガラス、多分使ってないと思うんだけど、強化ガラスに替えるべきだと思うんだけど、いかがでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（伊藤）先ほどの答弁の繰返しになるところもございますけれども、来年度、学校の長寿命化計画というのを作成しなければならないことになっております。その中で、現状、取替えていない部分でありますとか、そういったものもその計画の中で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）もう一つ、今年の予算で、廊下に面したすりガラスを透明ガラスに替えるという予定がありますよね。これについては、そのガラスは、強化ガラスにされる予定なんでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）現在の予定といたしましては、普通の板ガラスを予定しておりますが、予算等の状況を見ながら、配置については今、検討しているところでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）検討しているということは、強化ガラスにする可能性もあるということによろしいんですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）はい、そのとおりでございます。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）今の件ですけれども、あれは廊下のガラスなんですね。見られたら分かるように、海田小学校と海田東小学校は廊下のガラス、皆、木枠なんです。そういった点から言って、その用途やら材質的にきちっと合うかどうかというのは、なかなかこれから、そこは、今課長が言いましたように検討した上での話です。ということで、御理解いただければと思います。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）そうね、確かに木柵なんです。だから、今どきなかなか木柵の学校って希少価値だと思うんですよね。この際ですから、アルミサッシに変えられたらどうですかね。予算の問題もあるでしょうけど、ちょっと、予算、町長にお願いして、この際ですからやっぱり、ちょっと趣旨が違ってきたんですけど、アルミサッシにされたらどうですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）当然、子どもたちの安全を守っていくというのは最大の命題なんですけど、校舎内ということで、子どもたちの活動によっては飛散することもありますけれども、グラウンドとか他に面してるものよりも全然違いますので、その、危険度というのは。今回、透明ガラスということをお願いしたのは、いわゆる、中の活動が可視化できるようにと、透明化を図るためにやっておりますので、そういった点で今、計画しておるもので、ここは進めさせていただきたいと思っております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）では次にいきます。調理室の問題ですが、とりあえず、これ、私の質問にはほとんど答えてない状況なんですけど、保健センター1階の倉庫、使われているところもあるので全部倉庫じゃないんですけど、保健センターの1階を改造してはどうかという質問については、整備しないということではよろしいんですかね。これ、教育委員会からの答弁になっているんだけど、執行部の方、これ、全く考えないということではよろしいんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）保健センターに限ったことではありませんけれども、庁舎の移転と新公民館の整備、それと関連して保健センターの跡地利用等につきましては、第5次総合計画の中で、跡地利用等について検討していくということとしておりますので、現時点で保健センターの一部を調理室等に改修するという考えはございません。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）新庁舎ができたときの保健センターの跡地利用ということで、その時点で検討したいということかも知れませんが、来年できる訳ですよ、新公民館が。今、現状、調理室が現公民館にある訳ですけど、やっぱり調理室がいるんじゃないかという声が、かなりたくさんあるんですよ。多分町長のところにも投書が来ていると思うんですけど、私のところにも町長宛てにこういうのを出しましたと、匿名なのでちょっとあ

れなんですけど、そういう投書が来ました。その他にも、今の公民館利用者からも、いやいや、調理室がないの、おかしいんじゃないか、という声が本当たくさんあるんです。あそこの保健センターの1階の部分を半分ぐらい調理室に改造するって、そんなに大変なことじゃないと思うんだけど、来年の織田スクエアの開館のちょっと後でもいいですから、全然検討する余地がないのかどうか、もう一度、答弁をお願いします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）今後の保健センターの活用を検討することになりますと、保健センターの建物が新耐震基準の建物といったようなこともございますので、特定のことにあらかじめ使うということになると、その後の検討をする上での関係も出てまいりますので、現時点で調理室を設置するという考えはございません。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）何度言ってもいい答弁が返ってこないようなので、次の、通学路・通園路の安全対策にいきます。大津の事故、大変悲しい事故が起きましたので、そのほかにも、昨日もちょっと高齢者の方が歩道に突っ込んで子どもさんがけがされたという事故がありましたし、池袋の事故、あれは横断歩道でしたけど、そのほかにも、歩道を歩いていたのに子どもたちが被害者になるという事故が、大変、最近よく目にしますよね。こういったことで、歩道も決して安全じゃないような状況が、今、ある訳です。ですので、この前の建設委員会に出された資料の中に、安全点検を早急に行いますということで点検されたと思うんですけど、その点検結果についてはいかがでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）建設課の方で、まずは町内に大津の事故で類似した交差点がどれくらいあるかという抽出調査をさせていただきました。結果といたしましては、対象交差点は全てで93か所、うち国道が21か所、県道が27か所、町道が45か所でございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）としますと、国道、県道については国や県にお願いをするということになりますが、町道については町でできる部分はできるだけ急いでやっていただきたいと思うんですが、優先順位を付けてやっていただきたいと思うんですけど、それについて、今年度中に、例えば何箇所かやるというのを具体的には決まっているのでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今の時点では対象交差点を抽出した段階でございますが、今後、関係

機関と協議をした上で今おっしゃられたような優先順位というのを定めていきたいと  
思います。ただ、関係機関と協議をするに当たっては、各交差点の状態というのを調書  
に起こして資料化しなければなりません。ですから、それらの資料を作った上で関係機  
関と協議をしてまず優先順位。その優先順位の中でも、やはり交差点の特徴として対応  
策がすぐに講じられる箇所と、大がかりな改良を要する箇所というのが恐らく出てこよ  
うかと思います。したがって今までの時点でそれらの調書の作成、協議にどの程度の時  
間が掛かるかというのがちょっと見通せておりませんので、いつまでということは申し  
上げられませんが、できるだけ早くやっていきたいと考えております。

○議長（桑原） 多田議員。

○12番（多田） 調整も必要なんだろうが、交差点の、この前の大津の事故のような三  
叉路とか、右折車線の直進車との事故、先日も海田小学校の前の交差点で子どもたちが  
登校した後だったからよかったんですけど、大きな右折事故がありました。破片が歩道  
にまで飛び散って、子どもたちがもし通学時間だったらけがをした児童がいたかも分か  
らないという大きな事故がありました。そういった交差点がある訳ですから、とりあえ  
ず、例えば、この前の大津の事故では、なんかドラム缶みたいなものを置いて、とりあ  
えず注意喚起でされたということなんですけど、そういった危険な交差点、ここはもう  
当然危ないよという交差点については、早急にそういう仮の対策でもいいからすべきだ  
と思うんですけど、それについてはいかがでしょうか。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（木村） 今、御発言がありました事故の箇所については、ちょっと早急に調査  
をさせていただいて、実施の、応急処置の要否というのも含めて判断させていただき  
たいと思っております。それ以外の箇所についても、私、現地見て回ったんですけど、非  
常にいろんなパターンがございます。歩行者だまりが極めて少ないところ等もあって、  
今おっしゃられたような水の入ったタンクを置いてしまうと通行に支障が生じるとい  
うようなところも多々ございまして、なかなか難しいところがございますので、でき  
るだけ早期にはやっていきたいと思うんですけども、応急処置も含めて、ちょっと早急  
に検討してまいりたいと思います。

○議長（桑原） 多田議員。

○12番（多田） 昨年でしたか、一昨年でしたか、海田小学校のとことか、西中のところ  
に歩道にガードレールを付けていただいて、非常に安全対策としてはいいんですが、た

だあれも、こっち、西中のとこなんか、西中側にだけ付いてその向こうの小学生が歩くちょっと狭い歩道の方にはない。そういったところも危険箇所だと私は思うんですけど、それについては、今後、ここに書いてあります通学路安全プログラム対策検討会というのもし立ち上げられておるようですから、そこでいろいろ検討されるんだろうとは思いますが、この通学路安全プログラム対策検討会というのは、どういうメンバー、メンバー構成というのはどのようなになっていますか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）関係機関でございますが、町の各学校のPTA、それから国土交通事務所広島国道事務所、西部建設事務所、それから海田警察署交通安全課、それから海田町の町民生活課、建設課、教育委員会の方で組織をしております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）海田警察署交通安全課というのは今ないので、交通課だね。そういったメンバーでやられているということなんですが、これは11月下旬にPTAから出された要望書を基にこの検討委員会で検討するということによろしいんですかね。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）28年度よりそのような流れで行っております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）3月に検討されたということですが、この継続事項になっている部分を含め、63か所81件が挙げられ、対応済みのものが48件、これについては、81件中48件がもう対応済みだったということですよね。それでいいんですかね。もうこれはPTAの方に回答されたということでもいいんですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）各学校等へは周知の方をお願いしております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それで、もう一つ、安全対策についてですが、保育所の方の園外保育について、先日の事故は園外保育をされている最中の事故でした。各保育園について、こども課の方から、どのような、園外保育について安全対策を実施するように通達を出されたのか、それについてお伺いします。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）今回の滋賀県の大津市の事故を受けまして、国の方からも通知がご

ざいまして、保育所外での活動の際の移動をして子どもたちとお散歩する経路、それから安全性であるとかそのときの職員の体制などを含めた再確認をするようにという通知がございました。併せまして、町の方からもその通知及びまた経路について、もし危険が感じられているところがあったら町の方に言っていただくような調査も行いながら、安全に子どもたちがお散歩できる環境を、これからも続けていただくようにお知らせしたところでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）園外保育、外に出ないのが、それは安全で一番なんでしょうけど、園外保育は園外保育で、一つの大きな園の、子どもたちの育成のために必要だということなんでしょう。

先日、テレビで広瀬小学校に近所の保育園から、今まで遠くの公園に行っていたんだけど、近くに小学校があるので小学校の校庭を保育園の園外保育の遊び場として校庭を開放したというのがテレビでちょっとやられていて、子どもたちが、休憩時間になると園児と一緒に遊んだりしているんですね。そういった、それはちょっと関係ないかもしれないけど、でもそういったのも一つの小学校の校庭で園外保育を、公園じゃなくするということのも一つの手かなというふうに思いました。是非、検討していただきたい。近くに小学校があるかどうかは別にして、そういうところがあれば検討していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）園外活動におきましては、各園やはり、議員さん言っていたように、公園に園外活動に行くケースが多い状況でございます。議員さんに言っていたような小学校の園庭、校庭を使う方法で園外活動というところにつきましては、また教育委員会としっかり協議をした上で考えていきたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）本当、痛ましい事故が大変多発しております。町、それから関係機関におかれましては、是非、早急に対策をされて、子どもたちがこれ以上犠牲にならないようにしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（桑原）暫時休憩します。再開は、執行部入替え後直ちに。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 25 分 休憩

午前 11 時 28 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続行します。7 番、下岡議員。

○7 番（下岡）7 番議員、下岡です。本日は3項目について質問いたします。

まず第1点目、新海田公民館の愛称について。織田幹雄記念館と公民館機能を組み合わせた織田幹雄スクエアを愛称としたが、いくつかの疑問があるので質問します。

1点目、教育委員会は、スクエアは人々が交差する場の意味を持つからと採用理由を説明するが、スクエアにその意味がないことは英和辞典で調べれば明白である。何を根拠にしているのか。ニューヨークのタイムズスクエア等の例から、勝手に想像を膨らませただけではないか。また、スクエアを人についていえば時代遅れの堅物とネガティブな意味がある。織田幹雄さんと組み合わせて使うとは、英語教育を司る立場でありながら極めて不謹慎である。答弁願う。

愛称は3月に2回の総称検討委員会で決定された。委員は町長、教育長と執行部7名、議会2名、教育関係委員2名と身内だけで構成し、公民館講座、自治会住民組織等、公民館利用者が入っていない。提案者が思いどおりの結論を出したい意図が透けて見える。

1回目の委員会では、教育委員会が4案を提示。織田幹雄金メダル公会堂、おだこー、織田幹雄15.21プレイス、おだふれ、Mオダスクエア海田、おだスク、海田町織田幹雄のふるさと交流館、おだふる、織田幹雄さんをいかに礼賛するかだけで公民館利用者の視点はない。結局、長過ぎる、短過ぎるで再検討の上、再提案となった。2回目の委員会では、織田幹雄スクエアの1案のみを提示。提案理由は、スクエアには人々が交差する場、四角い広場の意味があり、例としてジャパンスポーツオリンピックスクエア等を示した。普通なら3案程度を示し議論するところ、身内だけの大政翼賛会的委員会では事実上これで決まり。愛称ではなく、正式名称で呼べばいいのでは、織田幹雄ホール该案もあるのでは、の意見を出しても、委員長職なし、誰が司会者かも分からない井戸端会議では採用されるはずもなかった。織田家周辺からは、海田町がお決めになることにとやかくはないが、一つの建物にスクエアはどうなのかなの声も聞こえる。公募しては、命名権の検討を、等の意見もある中で、新公民館オープンの1年前に拙速に決める必要があったのか。総称でスタートし、愛称に変更した理由は何なのか。一連の議論は、最

初に結論ありき、町民不在の執行部による自作自演の茶番劇ではなかったのか。十分な説明を願う。

約10年前、三迫第2公園の開設時、役場主導で愛称を付けることになり、公募で西公園が最多であったが、西小学校区にあると受け取られる、との理由で、三迫西公園と決まった。ところが現在その愛称は誰も使っていない。名付け親の建設部も正式名称は三迫第2公園だとして三迫第2公園を使っている。今回教育委員会は、設置関連条例には織田幹雄は盛り込まない。新公民館の呼び方について正式名称の海田公民館は使わず、織田幹雄スクエアの愛称1本でいく方針を示している。部署によって愛称の付け方も運用もばらばらである。これで町民が安心して愛称を使うだろうか。いったい何のため、誰のための愛称なのか。行政の勝手は住民の迷惑である。愛称について同一基準、ルールを作るべきではないか。それに沿って織田幹雄スクエアについても再検討が必要と考える。見解を問う。

2点目、避難行動要支援者支援体制について。町は避難行動要支援者について、本人等の同意の上、その名簿は作成しているが避難支援者を定める等の個別支援計画が未整備であり、これから着手する意向を示している。

質問します。1、名簿に記載されるには、要介護3以上、一定の等級以上の障がいがある75歳以上の高齢者のみ所帯等の要件がある。町には該当者が約何人おられて、うち何人が名簿記載者であるのか。2点目、記載において、希望の有無によってリスト化したのか。個別状況によってスクリーニングは行われたのか。家族、身近な親戚や知人等がいる場合は、自助、共助、公助の順番に従い、まずその人たちにお願すべきであり、公助の出番が早過ぎるのではないか。3点目、支援関係者は自治会、自主防災組織、社協、民生委員児童委員、消防機関、警察機関とされている。一部の部門に負担が集中しないよう行政は十分配慮すべきである。また支援体制が機能するように、地域ごとに助言、指導することも重要である。この要支援者体制を企画し着手したのは行政であるから、最後まで責任ある対応をする必要がある。見解を問う。

3点目。中学校給食について。3月定例会で、議会は、町立中学校の完全給食実施に向けての要望決議案を賛成多数で可決した。内容は、学校給食法では学校設置者は学校給食の実施に努めなければならないと定めており、学校設置者である海田町の最高執行責任者である町長は、教育委員会と連携、協議の上、速やかに中学校の完全給食を実施するよう求めるものである。質問します。町長はこの決議案が可決されたことをどのよ

うに受け止めるのか。軽く受け流すのか、それとも真摯に受け止め、本気で完全給食実施について取り組むつもりがあるのか、問う。

2点目。町長は、中学校給食については教育委員会において調査、研究してまいります、を繰り返し、この問題に関与する姿勢を見せない。平成26年度改正の地方教育行政法では、首長と教育委員会という対等の執行機関同士の協議、調整の場として総合教育会議が設けられた。その対象2番目に教育条件整備など重点的に講ずべき施策がある。中学校給食がこれに当てはまる。総合教育会議を主宰するのは町長であるから、その場を使って方向性を意見集約すべきと考える。見解を問う。

以上でございます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）下岡議員の質問の教育委員会の部分については教育委員会から、それ以外については私から答弁いたします。

まず、新海田公民館の愛称についての質問でございますが、公の施設の名称に付きましては、設置管理条例により正式名称を定めております。愛称の設定に当たっては、当該施設の種別や設置目的、利用者層、設置に至る経緯など勘案し、愛称設定の判断や手法を検討することになりますので、基準を作ることは考えておりません。

続きまして、避難行動要支援者支援体制についての質問でございますが、1点目については、平成31年1月1日現在で、避難行動要支援者の対象要件に該当する方は2,673名で、そのうち、避難支援機関に名簿を提供することに同意している方は1,694名でございます。

2点目については、避難行動要支援者の対象のうち災害時に支援を受けるため、名簿の提供に同意された方をリスト化したものであり、個別の状況について考慮したものではありません。議員御指摘のとおり、近くに避難行動を支援してくださる方がいる場合には、まずは自助により支援を求めることが優先であり、次に共助であると考えております。

3点目については、制度の円滑な運用を図るため、自治会長や民生委員児童委員に対して各々説明会を開催するとともに、自治会連合会や民生委員児童委員の役員の方々とで連携のあり方について意見交換を実施されたところでございます。また、避難支援機関である消防団及び社会福祉協議会にも協力を要請したところであり、一部の機関に負担が集中しないよう配慮し、今後とも各機関と連携を密にしながら対応してまいりたい

と考えております。

続きまして、中学校給食についての質問でございますが、学校給食につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会の職務権限として規定されております。現在、教育委員会においてこれまで調査、研究してきたことを踏まえ、全員喫食の学校給食の実施を検討することであり、教育委員会での検討が進んだ段階で協議し、町としての方向性を定めていきたいと考えております。

それでは、引き続き教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）下岡議員の質問に答弁いたします。

まず、新海田公民館の愛称についての質問でございますが、1点目については、スクエアには、元々、四角形や方形という意味がありますが、そこから派生し方形の広場、あるいは人が集まる広場のような場所を表す意味もあり、多くの利用者が集まる施設としたいという狙いを表現したもので、建物の名称に利用されている例もございます。なお、ネガティブな意味を織田幹雄先生と組み合わせるという意図は全くございません。

2点目については、今回の愛称の命名は、新海田公民館が利用者の皆様に親しみが湧き、かつ本町出身の織田幹雄さんが対外的にPRするために決定したものでございます。公募や命名権の手法を取らなかったのは、織田幹雄さんの名前を愛称に含み、織田幹雄さんの偉業を広く顕彰するとともに、早期に愛称を決定しそのPRに努めるためでございます。また、当初、総称として設置管理条例に明記することを想定しておりましたが、皆様に親しみを持っていただくため、設置管理条例には明記しない技術的手法をととし、愛称という表現を用いたものでございます。また、検討委員会には、住民代表として町議会議員の他、教育委員、及び社会教育委員にも入っていただき、委員各位の議論を通じて決定したもので、その手順に誤りがあったとは認識しておりません。

続きまして、中学校給食についての質問でございますが、これまで調査、研究してきたことを踏まえ、全員喫食の学校給食の実施を検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）暫時休憩します。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11時42分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

下岡議員の再質問から続行します。下岡議員。

○7番（下岡）再質問を行います。

論点の明確なやつから始めさせていただきますので、3番目の学校給食の方から再質問させていただきます。答弁で、全員喫食の学校給食の実施を検討しているところであり、教育委員会での検討が進んだ段階で協議し、町としての方向を定めていきたいと。全員喫食といった段階でもうこれ、デリバリーは外れたと。デリバリーの場合は他の市町の事例を見ても選択制でやっている訳ですから。ということになると、あと自校か、親子か、センターか、この三つの方式だと思うんですけれども、海田町の場合、親子ということになると海田中学校の生徒を賄う親子方式というのは、現実的に無理だろうということで、実質的には、親子かセンターということになるんだと思うんですけれども、そのどちらかだろうと思うんですけれども、教育委員会の検討が進んだ段階で協議し、ということになってるので、その協議というのが、今までやってきたのは何を協議してきたのか全く闇の中に入ってて分からない。デリバリーだと方針を出したときも何でデリバリーにしたのか。前の田坂教育長は、明確に財源を考えるとデリバリーだということと言った訳ですよ。じゃあ、財源ということでは、海田町の財源からしたら、デリバリーでなくてもできるじゃないかと言ったら、財源だけではなくて貧困問題だとか早くできるという点を考慮してデリバリーだとか何とか訳の分からん説明になってくるし、デリバリーにした理由、執行部とどういう協議をしたのか、情報開示請求をしても何も出てこない。それらしいものはないんです。ということで、議論がものすごい不透明。どこで何が協議されているのか全く分からない。これで児童生徒や保護者、町民に説明のしようがないでしょう。議論がどういう、何が論点で議論されているのか分からないような状況で、だから、これからある段階で、進んだ段階で協議しとなっているんですけれども、この協議、町長部局と教育委員会、協議する段階でオープンな協議をやっていただきたい。そうしないと、このままの状況でいったら恐らくセンター方式だろうと、こっちは見ますよ。教育委員会が、財源問題、忖度して、自校は難しいと忖度して、センター方式だという結論を出すだろうとそういうふうにかっちは見えますよ。ちゃんと、そこは、どういう場でどういう協議をするのか、きちっとオープンな協議をしていただき、それについては、町長、どういうふうにお考えですか。これは町長答弁ですよ、企画部の。教育委員会での検討が進んだ段階で協議しと、町としての方向を定

めていきたいと。どういう方法でどういう協議をされるのか、公開の場で協議されるのかどうなのか、そこをお尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）中学校給食におきましては、教育委員会の方で全員喫食の給食ということで検討されます。その検討された結果を、また、町長の方もお聞きをしてその方向性が定まりましたら、また、議員の皆様方にもお示しをするということになるかと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）だからその協議をどういうふうにするんだと、ちゃんとみんなに分かるような協議をするべきだということを言っている。それをやる気があるのかというて聞いているんです。その協議が済んだ段階でお示ししますじゃなくて、協議の過程をちゃんとオープンにすべきだということを言っている。今までやってきているのがそうならないからそういつて言っているんです。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）協議の過程においては、オープンというよりか教育委員会と町長部局との協議になるかと思えます。そこで一定の方向性が出ようかと思えます。その方向性が出たら議員の皆様にはまずはお示しをしていきたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）だから、それを、論点は何なのかというのが結論出されて、こういうふうに結論出しましたというんじゃなくて、何が論点として協議されているのか分かるような形でやってほしいということを言っているんです。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）教育委員会の検討の中で、論点とか、課題とかそういったもの、整理をされて、その結果が、町長のところに話がこようかと思えます。その中で、町長の方で判断をするもの、対策を考えるもの、様々あろうかと思えます。そういったものを総合的に勘案して、最終的にどうするかという方向性は決定をすることになるかと思えます。その過程につきまして、公表ということは考えておりませんが、検討の結果につきまして、まずは議員の皆様方にお示しをしたいというふうに考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）さっきも言ったでしょう。今のデリバリーにしたって、私から見たら、

付度があつたと思っている訳ですよ、財源問題ね。財源が無理だと教育委員会が思ったからデリバリーにしたんだと。実際に、保護者、子どもに対するアンケートでも、財源を考えるとデリバリーが一番実現可能性がある、はっきりアンケートで出しているじゃないですか。だから、そこをきちっと最初の段階で協議していかないと、また教育委員会は財源問題を付度してセンター方式というのがもう見えているでしょうと言っている訳ですよ。それだけじゃなくて、例えば食育の観点等からしたら、自校調理方式がベストであるというのは、ほとんど世間常識ですよ。その財源を考えるような、まず考えなきゃいけないようなやり方でやったら、それになってしまいますよということを言っているんです。そのところを、フリーに教育委員会が議論ができるような形でやってほしいということを言っている。そこはどうなんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）やはり事業を実施するということになりますと、どうしても費用というのは避けては通れない問題でございますので、そういったことも考慮をしていただきながら、また、給食実施に当たって学校の現場でありますとか、教育への影響とか、効果とかそういった諸々あるかと思しますので、そういったものを含めて、教育委員会の方で検討をしていただいてまとめたものを、また町長の方に提出していただけたらというふうには考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）ということは、当然教育委員会も費用対効果ということは十分考えて結論出されると思うんですけども、それは前提なしに、費用対効果を当然考えるにしても、合理的範囲内であれば、どういう案が出てきても、町長部局としてはその協議に応じるということによろしいんですね。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）もちろん財源とかとなりますと、教育委員会さんだけで解決できる問題だけでも限りませんし、町全体の中で検討していくことというようなこともあろうかと思ひます。そういったことも踏まえて、課題は課題として整理をしていただいて、最終的な決断につきましては、町長部局の方で最終的な方向性の方は定めていきたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）次に、2番目の、避難行動要支援者の件ですけれども、該当する方が2,673

名で、名簿を提供することを同意している方は1,690、約1,700名という大量の方が名簿に載っているということなんですけれども、これについては、名簿提供を同意された方であって個別の状況について考慮したものではありませんと。だから、早く言えば、該当する方で希望する人は全部載っていますよということになる訳ですよ。その中で、その次に、議員御指摘のとおり、近くに避難行動をしてくださる方がいる場合、まず自助により支援を求めることが優先であり、次に共助であると考えておりますと。5、6年前にちょっとだけ西自治会にも名簿が示されて40数名載っていましたがけれども、その中でおかしいなと思ったのは、確かに75歳以上の夫婦の方なただけけれども、すぐ近所に子どもさん、長男夫婦が住んでおられる。こんなだったら、何で名簿に入れるんやと。長男夫婦と一緒に避難すれば済む話じゃないかというケースもある訳ですよ。だから、名簿、おたくらは無条件で手を挙げれば、はい分かりました登録しましょうでやっとなるけれども、自助、そういう方が近くにおられる場合だったら、それに求めるんだというんなら、その名簿をまず精査すべきでしょう。それをなしに、名簿を今出そうとしているからおかしいということを言っている。この前うちの自治会長にどうなってるんですかと言うたら、いやあ、名簿はまだ来ないけれども、西自治会だけで68名か、そういう、人数だけは聞いとると。名簿が実際出されなくても名簿が動きよるじゃないですか。自治会が了解すれば出そうと思っておたくらはやっとなるでしょう。だからその前提で、今言うように、そういう考えがあるんなら、そこを外すべきでしょう、自治会に出してくる名簿を。そのことを言ってるんですよ。そこはどうなんですか。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）確かに自助というのが基本でございます。ということで実際に災害時にそういうふうに近所に御家族の方とか、知人の方が助けられる状況であれば、それはその方々に頼っていただくということになろうかと思いますが、ただ、実際にはどういうふうな状態で、例えば日中であるとか、夜間であるとかいろんな状態があるかと思えます。ですから、まずはどういうふうな状態でどういうふうな支援が必要なのか、その辺の実態をまず聴き取りながら進めていくという意味で、まずは名簿を提供させていただいて、その上で地域の方でその辺の実態把握をしていただきたいということで、これまで自治会長さんとか民生委員さん、その他の支援機関の方々にも御説明しているところでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）ちょっとおかしいんじゃないですか。その名簿を出して、自治会が、おたく、これ、リスト載っとるけれども近くに子どもさんがおるじゃないですかと言えますか。あなたたちは、その名簿、リスト化して名簿にしてからちゃんとその方たちといざというときには支援しますと言うてやっとなる訳でしょう。同意書まで取っとる。早く言えば契約が成立しとるんですよ。そのことに対して、自治会から、おたくら、息子さんがすぐそばにおるじゃないですかということが言えますか。その人らから言ったら、何言ってんだと。もう役場がいざとなったら支援するということになっとなるじゃないかと、何を失礼なことを言うてくるんだと、こうなりますよ。だから、名簿をちゃんと、そう考えてるならそう考えて、おたくらの手でそれを調べてやるべきでしょう。それを自治会にやれって、自主防災組織にやれというのはおかしいんじゃないですか。それはどうなんですか。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）今回の要支援者の制度に関しましては、行政だけでなく、まず自助があります。その上で共助ということになる訳ですが、どうしても自分だけでは避難行動が難しい方、そういう方々に地域の方で支え合っていただきたいということでこういう制度がある訳でございます。実際に、町の方で、全てを、一人ひとり訪問して把握すれば、今おっしゃったようなことは可能だと思いますが、現実的にはそれはかなり難しいという問題がございますので、まずは地域の方で、その辺のことを実態把握していただいて、じゃあ実際にそういう状態であればどういうふうな支援が考えられるのかというのを地域で考えていただきたい。それで、何らかの問題があれば、当然役場の方もそれに対して御相談させていただいて、何らかの方向性とか、そういうことにも対応してまいりたいと、検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）そういう名簿出されても、例えば、要介護3以上だとか、ある程度の障がいがある方以上だとか、75歳以上の老人所帯だとか、そういうことがある訳です。要介護3以上ですよ。例えば車椅子の方なんかがその名簿に載っとったら、自主防災組織にどうすんだと、名簿持って来られたって、車椅子の福祉車両も持ってないし、認知症の方が載っていてその対応の仕方だって自主防災組織なんか、対応の仕方なんか分かりませんよ、福祉の専門家じゃないんだから。そういう名簿を厚かましくも、よう出せるな。そうであるならば、さっきも言っているように避難支援機関は消防機関だとか、警察だ

とか、社協だとかある訳ですから、今の避難行動要支援者に対してどういう支援をしていくのか、そこと一緒に、まず、支援関係の自主防災組織、自治会も入れてもいいですよ。行政も入ってどういうふうな役割でやっていくのか、そこを決める、協議するのが先じゃないですか。自治会に先に名簿出してきて、その後で、何、避難支援機関である消防団、社会福祉協議会に協力を要請したところであり、一部の機関に負担が集中しないよう配慮し、今後とも関係機関と連絡を密にしながら対応してまいりたい。これは違うやろと。連携するなら、最初から、仕組みを作るときから連携して、どういうふうにするかというのを考えるべきじゃないですか。名簿を自主防災組織に出しとって、それぞれ社協だとか消防だとか警察にも協力を要請してます、というやり方はおかしいでしょう。最初に、それならそれで、どういうやり方の、仕組みを考えるとときに根本的に考えるべきだろうと。後から消防団だなんだかんだに持って来られたって、消防団だって、そんな、行政の勝手じゃろとなるでしょう。だから、制度があるのは知ってますよ。その制度を運用するに当たっては、まず、今の支援機関全部がどういうふうを考えて、どういうふうな役割でやるのかというのをきちっと協議してやるべきじゃないですか。そうしないと、一部の負担が掛からないようになるというけれども、実際問題、負担が掛かってるじゃないですか。自主防災組織に名簿出してきて、そのセレクトも、あんたらがやれと言って自主防災組織に持ってくる訳でしょう。最初の、契約する時点でちゃんとその辺のことを考えてやっとするんかと。確かに、災害対策基本法で災害要支援者をどうするだとかいうて決められているから、地域防災計画で織り込んでいるのは知っていますよ。どういうふうに運用するかというのを、もっと真剣に考えてやるべきじゃないですか。そこはどうなんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）この度、自治会長さんにもお話をさせていただきまして、議員御指摘のような意見がずいぶんと上がってまいりました。そうしたことで、自主防災組織、自治会だけでは進められない、そういったことで、この度、民生委員児童委員の方々に御説明をさせていただいて、実態をもっと把握した上で真に必要な方に避難行動を支援していくと、そういった方向で進めなければならない。また、消防団や社会福祉協議会、そういった方々も支援機関でございますので、そこら辺も含めて皆さんが、いかにして避難を迅速に行っていくか、そういった体制を改めて意見交換しながら真に進むべき方向の方を考えてまいりたいと思っております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）それは、早くやってもらわないと、制度は既に始まって登録しとる人は去年の7月の豪雨災害でも三迫2丁目辺りの人で、登録しとるから支援の手が来るだろうと思って待ったと。だけど、どこからも声も掛からないし、誰も支援してくれなかったと、そういう声が出ているんですよ。また今回出てきて、そういう方たちが救いの手を待ってたらどうするんですか。まだ形ができていないのなら、その方たちに、とりあえず、まだ体制ができてないと周知しなきゃあ同じようなことになりますよ。そこはどうなんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）確かに議員御指摘のとおり、名簿に登録された以上、何かをしてもらえると期待されている方というのは多いと思います。当然に、我々行政の方がそうやってこの制度を作ってきた訳でございますので、そういった方々に対しても丁寧に説明はしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）去年の7月の西日本豪雨災害を受けて、受け止め方がずいぶん変わってきたと思う。それは、従来は行政が指示すれば避難するだろうと、避難するのが当たり前だと、そういう前提で物事が進んでいた訳です。避難準備、高齢者等避難開始を出した時点で高齢者は避難を開始すると。避難勧告を出せばその時点で避難を始めると。違うだろうと。私らもアンケートを取ったけれども、判断するのは、あくまでもその住民それぞれが納得しないと避難しないんです。誰もあんな避難所へ行って窮屈な生活をしたくないんです。いっぱいいっぱい詰め込まれて、不自由極まりない生活を。できたら避難しないで済むのなら避難したくないと。

それをあえて避難させようと思ったら、今、もうしきりに言われているのは、声掛け避難、近所同士で誰かが言い出して、率先して避難リーダーが避難しましょうと周りに声を掛ける、それが一番有効だというふうになっているでしょう。それなら、方式を改めるべきだ。その中に避難行動要支援者も含めて、その地区地区でどういうふうな避難の仕方がベストなのか、さっき佐中議員のあれで、町長がそれらしいことを言われたけれども、コミュニティでそこは考えてやっていただきたいと。そういうことであるならば、これの今の制度との整合性を、もう一度見直すべきですよ。今制度がもう始まっちゃっているんですよ。もう一度、そういう視点でやり直すべきだ。

それともう一つは、この前も西地区がモデル地区だといって、県の担当課の方が来て話しよった中で、避難も避難所だけの避難が避難じゃないと。自宅内避難も避難だという話が出てきて、ずいぶん変わったなと。地域防災計画というのは、避難というのは避難所への避難を前提にしとる訳でしょう。そうじゃなくて自宅内避難ということであるならば、また違うやり方がある。実際に去年の豪雨災害のときも、私のところもだいぶ道路とかやられた訳で、その高齢者、ひとり暮らしのおばあさんなんか声掛けても、私はもう避難せんと。すぐ川のそばだけれども、流されるなら流されてもいいと。家の2階におるという方だっていらっしゃる訳ですよ。そういう方は、もう幾ら声掛けても、恐らく同じような災害になると分かっているけども避難されませんよ。

だから、そういう意味で、自宅内避難というのは一つの手法なんです。そこをきちっと公的にやっぱり認めてやっていかないと、1人私のそばの方が亡くなった訳ですけども、この方はまだ50代の方だけれども、町の広報車が6時半頃から、直ちに避難所へ避難してください、自宅にいては危ないですからと言って。その方も最初避難するつもりはなかったんです。だけど、だんだん状況が悪化してきて、家から下を見たら、道路が、濁流が流れていると。あ、やっぱり避難せんと危ないということで、そのまま自宅内避難であれば助かったのだけれども、避難しようとして、陥没した道路が濁流にさらわれて亡くなっちゃったんですよ。だから、最初から自宅内避難も避難という意識があったんなら、また違う結果になったかもしれない。そういうことを踏まえて、やっぱり、もう一度地域防災計画自体をきちっと見直すべきだと思うんですけど、これどうなんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）先ほど議員の御指摘の自宅内、2階等への避難、これはあくまでも緊急の場合でございますので、基本的には避難所へ避難していただくということで避難していただいて、それでも逃げ遅れるようなことがあれば、2階へ避難されると。そういったことは原則としておるところでございます。今後も、そういったことの、どう避難すべきか、そういったことの周知につきましても、現在いろいろと手法を考えておりますので、今年度、住民の皆様にお示ししていきたいと考えております。そして、地域防災計画の方も県の方が修正を行っておりますので、これを見ながら、海田町の方でも必要な修正を加えてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）次に、最初の織田幹雄スクエアですけれども、その会議でも示されたけれども、スクエアには人々が交差する場の意味があると。これは5月の広報でも人々が交差する場の意味があるから織田幹雄記念館の織田幹雄と組み合わせてしたんだと。私もその会議に出てましたけれども、突然、スクエアにはそういう意味があるんだと、ぱっと文書で見せられて、ええっ、そんな意味があったかなと思ったけれども、まさかそんな意味がないとは思わないからそのまま流したけれども、おかしいなと思って辞書を開いても、スクエア、英和辞典を出してきて拾っても、全くそういう意味は出てこない。私の辞書はおかしいのかなと、他に辞書を調べればそういう意味があるのかなと思って、私、市内の大きな本屋に行ってから20冊ぐらい、分厚い19万語ってこんな辞書がある。そこまで全部調べたけれども、スクエアに、英和辞典には一切スクエアに人々が交差する場だとか、今これであと、何、人々が集まる場所の意味がある。英語にそういう意味があるんですか。辞書のどこに載っているんですか、それちょっと示してくださいよ。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）どこの辞書を使われたか分かりませんが、きちっとありますので。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）どこの辞書か、私が見た市内の英和辞典には載ってないということを言っている。だから、実際にその辞書を見せてくださいよ、だったら、スクエアで。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）ここで固有名詞で辞書を示す訳にはいきませんが、辞書の中にありますから、間違いありません。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）それは、後でもいいですから、ほんならそれを見せてくださいよ、英和辞典。英和辞典ですよ。四角い広場、それは載っていますよ、一番最初にスクエア調べたらね、四角い広場。その次に出てくるのは、四角い広場にある建物群。そのブロック。その区画。そういう意味がありますよ。だから欧米なんかでよくある四角い広場の周りに建物が並んでいる。教会であつたり、庁舎がその周りにあつたりするけれども、そういうところを英語のイメージではやってる訳ですよ。それはあるかもしれんけど、一般的に使われているものじゃないでしょう。欧米の人が見たら、そんな受け止め方しませんよ、使われているような。何でそんな疑義が湧くような使い方をするんですか。

他にもいろいろ考えようはあるでしょう。公民館。公民館だったら英語直訳したらコ

コミュニティセンターですよ。地域の交流拠点。行事をしきりにやるというんだったら、公会堂という意味だったらタウンホールだとか、パブリックホール。ホールですよ。坂町なんかも、だから使っているじゃないですか。サンスターホール。公会堂。そういうものを案に出してこないで、織田幹雄スクエア 1 本に絞ってきてやる。だから結論が最初にあるじゃないかと。後はこじつけでやっとなる。

公民館が、人々が交差する場なんですか。そこもおかしいでしょう。公民館。人々が交差する。広島駅じゃないんですからね。人々が交差する。見知らぬ人たちがすれ違っているようなイメージじゃないですか。明らかに公民館とイメージが違うでしょう。うん、うん言うてうなずいてないで、あなたたちが付けた名前ですよ。公民館は人々が交差する場なんですか。地域の人たちが集まって生涯学習という点では講座生が集まってきて 1 週間に 1 回何か、いろんな趣味だとか何だとかやって、あるいは下のホールを使えば成人式だとか、集団検診だとか、選挙だとか、災害時には避難所になる。特定の目的を持って人々が集まってくるんです。人々が交差してるんですか。日本語の意味の使い方としてもおかしいんじゃないですか。どうなんですか、これは。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）文字だけとれば、交差といったら交差点とかいう人が行き交うような、通り過ぎていくようなふうに見られるかもしれませんが、結局、人が集まってこないといけないということで、人々が交差するというのは、人々が集まるという大きな大義があります。そういう点で、まず町内外の人たちが、公民館、いわゆる公民館ですね、公民館に集まるということがまず第一条件なので、そういった意味では皆様に親しみを持ってもらうための一つの方策なんです。細かい意味がどうと、こうということではなくて、皆さんが織田幹雄スクエアというので親しんでもらうための一つの方策なんです、名前は。そういった意味で愛称だと言っています。そして、公会堂や公民館をそのまま使えばいいんじゃないかとおっしゃいますけど、令和の時代です。公民館、公会堂で、今頃そういったふうなことをしていると、行政が本当に、総称、愛称を本当に工夫してきたのかというそしりを免れません。そういった意味でも皆さんに親しみを込めただけという点で、一番リズムのいい、しかも織田幹雄先生を顕彰する、そういった名称ということで検討委員会でお話をさせていただいたと思います。

以上です。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）それは、勝手なおたくらの論理であって、言葉を受け取る人がどう受け止めるかということが大事だということを言っているんですよ。織田幹雄スクエア。スクエア、辞書を調べたら、人についていうならば、時代遅れだとか、古いだとか、因習的だとかそういう意味があるということを言ってるんですよ。そういう意味はございませんと、あなたたちは言うけれども、受け取り方によってはそういうふうに受け取られますよということを言ってる訳ですよ。何でそんなややこしい名前をつけるんですかと。他にも適切なものがあるでしょう。会議でも出たけれども、新しいからいいんだと。新しいけりゃいいんかと。おかしいだろうと。町民がどう思うか、どう受け止めるかと、そういう視点が全くないじゃないですか。行政がそういうものでないとそしりを受ける、非難を受けると。逆に、最初出てきた訳の分からん、海田と織田幹雄記念館と公民館を組み合わせるとどうだこうだいうことで4案出してきている。これなんか、何なんだと、これは。町民がこんな長ったらしい織田幹雄記念金メダル公会堂。こんな、愛称として覚えきれぬかと。全く住民目線でない、行政目線。それでやっとなるじゃないですか。

まあ、決まったもんだから、それはやると言えばやりゃいいんだけど、それで町民が実際使うかと。ここが一番問題なんですよ。いいです。行政が幾ら言ったって、町民が使わなかったら何の意味もない。さっきの、今の、三迫西公園と一緒にですよ。愛称だといって、三迫西公園。誰も使ってない。誰も使ってないじゃなくて、この前、自治会の今年度の事業計画出したその中に、三迫西公園でグランドゴルフ、火曜日と金曜日やるって出した、これは自治会が執行部に付度した訳ですけども、愛称を付けたんだから、役場へ出す書類ぐらいいは三迫西公園と書いて出すか。建設部から来る書類だって全部三迫第2公園じゃないですか。今回の災害だって土砂置場、三迫第2公園。堂々と出しているじゃないですか。それは、それぞれの部署が愛称だ、付けてやるんだからそれはそれぞれの部署の勝手だという答弁をするけれど、それこそおたくらの勝手な論理でしょう。教育委員会がつけた愛称は、行政だけでなく、町民もその愛称でいきますと、正式名称海田公民館というのは使いませんと。それで、例えば、町が広島市に行って、織田幹雄スクエアでやりますから来てください。織田幹雄スクエアって何なん。公民館です。愛称です。正式名称は海田公民館です。何でそんな、織田幹雄スクエアなんだと。2階に織田幹雄記念館を併設しているから織田幹雄って付けて、スクエアというのは人々が交差する場という意味があるから付けました。そんな意味、わしの辞書には載ってないで。恥かくのは町民です。恥かくのはおたくらだけにしてくださいよ。どうな

んですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）常に行政に携わっている者からしたら、町民目線でやっていますので、織田幹雄スクエアが広くすぐに、出したらずくに広がるとは思っていません。ですからいろんな方のPRをしていただいて、育てていただいて、広く使っていただくということが基本ですので、議員の皆さんも協力してPRをお願いしたいと思います。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）そもそも何のために愛称を付けたんだということです。誰のために付けたんだということですよ。町民が一番分かりやすいのは海田公民館、それが一番分かりやすいじゃないですか、今まで海田公民館って使ってきたんだから。移転しても海田公民館で十分じゃないですか。その愛称を付けなきゃいけない理由というのは何なんですか、一番、元の話に戻るけど。愛称を付けようとする動機、目的、何なんですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）織田幹雄記念館を併設、もちろんしているからが理由です。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）違う。愛称をなぜ付けようとしたのかということです。最初は総称だったけれども、総称だから、多分その建物全体をイメージする言葉というものを考えたんだと思うんだけど、その適切なものが見当たらないから愛称ということに変更したんだろうと思っていますけど、そこの説明はどうなんですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）これ、お断りしておかないけんですけれども、最初総称の検討委員会ということでお示ししたと思います。その中で、議論の中で、設置管理条例の中に総称を入れるべきか、入れないべきかという議論がありまして、これは決して入れなくてはならないというものではありません、ということは、総称ということによって、設管条例の中に明記しなければならないという紛らわしい、皆さんの理解をしてもらうことになりますので、それは適切ではないと。私たちの意味合いは、皆さんに広く知ってもらうということで、基本的には総称であろうと愛称であろうと、皆さんに親しんでもらうということが意図ですから、設管条例に載せるか、載せないかという問題ではない訳です。設管条例、正式名称、海田公民館ですから、そういうことからして、愛称の方がより皆さんに適切に物事が伝わるんじゃないかということで、愛称、愛称と言っていま

す。意味合いは、総称であろうと愛称であろうと、意味合いに違いはありません。

以上です。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）設管条例、これは議会の承認がいるんです。愛称というのはおたくらが勝手にやっとな、執行権の範囲内でやっとな話だから、おたくらが勝手にやったらいい訳ですけれども、じゃあ、それを町民に使わせる法的根拠は何なんだということです。法的根拠。設管条例、条例ですから、これも町民に対する権利、義務を定めていますから、海田公民館。町民からしたら海田公民館と言ってもいいじゃないか、設管条例正式名称なんだから。それをあえて総称で統一するとしたら、何らかの法的根拠がいるんじゃないですか。それは運用規則でやりますということなんだろうけれども、条例にないものを勝手に規則で定めてやるんかということでしょう。法的根拠は何なんですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）運用にことほかなりません。だから検討委員会を開いて、設定した訳です。決して教育委員会、教育委員会事務局だけが突っ走ってこれを決めた訳ではありません。だから検討委員会を設けたんです。私は1月25日の公民館特別委員会のときに申し上げたはずなんです。なぜ検討委員会を設けるのかと言われたときに、その愛称を設定する過程を透明化したいからだと申し上げました。委員さんの中には、それは執行部でやってもいいんじゃないかというような御意見もありました。でも、検討委員会にこだわったのは、透明化したいからなんです。私どもが勝手に決めた訳じゃありませんし、そういう検討委員会の中で定められた愛称ですので、皆さんに使っていただきたいと。あくまで運用です。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）ということで運用ですから、町民が使わなければ使わないで済むと。海田公民館というのであればいうので差し支えないと。こういうことですよ。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）織田幹雄スクエアというので、皆さんで決めていただいたので、これをできるだけ使っていて、決して海田公民館で間違いではございません。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）ということで、それは、今言うのは、委員会で決めたからといったって、住民が言ってるけれども、公民館の利用者は入ってないだろう。入ってない訳ですから、

あんたらが勝手に決めたんだと言われればそれまでだと。それまでの議論だと。委員会か何か、会議か知らんけど。こういう話になるよということです。

終わります。

○議長（桑原） 6 番、兼山議員。

○6 番（兼山） 6 番議員、兼山です。本日は、大きく 3 点質問いたします。

協働のまちづくりについて。本町の現状として、住民を主体とした地域活動が活発に展開されるよう、海田町自治会連合会等の団体を支援、職員を対象とする協働のまちづくり研修や一般住民の参加によるワークショップを行い、タウンミーティング、町長のぶらり訪問を実施、住民のニーズ把握に努めています。

また、自治会館の改修に対しては、補助金の交付を行っておりますが、単身者などを中心に自治会への未加入世帯が増加していて、自治会長や役員の後継者問題、不足問題が生じております。

文化、環境、歴史などテーマごとにそれぞれの所管が資源活用を行っていますが、情報の集約、活用の連携は弱いと言えます。

その課題として、1 番、海田町における協働のまちづくりの基本的な方針や方向性を定める必要があります。2 番、職員の協働のまちづくりに対する意識や実践力などを高めるため、研修機会などを確保するとともに、ワークショップ、ファシリテーションなどの手法の習得を図る必要があります。3 番、研修などを通じて関係団体を支援し、活動を促進するとともに、自立性を高める必要があります。4 番、協働のまちづくりを支え、推進するための制度や仕組み、体制を整えるとともに、住民への情報の提供、共有化が必要です。5 番、住民の自治会への関心を高めながら加入を促進する必要があります。6 番、自治会やまちづくりの担い手の確保・育成が求められています。

そこでお尋ねいたします。

まず 1 番、1 から 6 の各課題解決に向けた住民・団体など協働した取組は、現在どのように進んでおりますでしょうか。

2 番、自治会が行政の下請けになっていて、協働の名の下に住民に丸投げするというのであれば、住民との協働は実現しないと考えますが、町当局の見解を問います。

今度、大きく 2 点目です。寄附制度について。まず、ふるさと納税。返礼品を規制するふるさと納税の新制度が 6 月に始まりますが、提出が 5 月 8 日だったので始まりましたが、この制度は、ふるさとに対し、貢献または支援したいという納税者の思いを実現

する観点から、地方公共団体に対する寄附金税制を見直し、地方公共団体に対する寄附金の一部を所得税と合わせて控除するというものであります。また寄附金は、出身地に限らず、全都道府県・市町村から自由に選ぶことができ、ふるさとへの恩返しという面と、好きな地域を支援するという側面を持っています。そこでお尋ねいたします。

1 番、寄附金の使い道は、まず、子どもがいきいきと育つまちづくり、魅力づくりの推進、健康づくりの促進、災害に強いまちづくり、基盤整備と都市機能が充実したまちづくりになっていますが、この使い道選択に至ったのでしょうか。

2 番、返礼品云々よりまずは使い道選択で募るならば、選択した目的別の寄附金の使い道ごとに、どう使ったかを年度ごとに金額で示すことが、応援くださった寄附者に対する心配りであります。年度総額のみで示している本町の見解を問います。

3 番、地方公共団体は、納税者の思いに対して、支出の目的と結果の透明性を公にすることが必要であります。本町の場合は早急に改善すべき点であると考えますが、見解を問います。

4 番、ふるさと納税を、それぞれの町内自治会に対する支援に指定された使い道として選ぶことができ、お礼状やお礼の品はそれぞれの自治会から発送するという取組を実践している自治体があります。本町においても、協働のまちづくりを支え、推進するための制度や仕組み、体制を整えるとともに、住民への情報の提供・共有化することは、必要な取組であります。各町内自治会に対する支援に、ふるさと納税の指定された使い道として新たに選ぶことについて、町当局の見解を問います。

そして、クラウドファンディングです。インターネットで不特定多数の人々から資金調達を行い、商品開発や事業などを達成する仕組みです。クラウド、群衆とファンディング、資金調達の二つの単語を合わせた造語です。通常、製品開発や事業展開などのプロジェクトを達成するには多くの資金が必要となります。そのため、良いアイデアや技術があっても、資金不足で目的を達成できないことがあります。多くのクラウドファンディングでは、あらかじめ調達する資金額や期間を設定して、期限までに目標金額を達成できなかった場合は、プロジェクトが無効となるオールオアナッシング方式を採用しています。

クラウドファンディングには、寄附型、購入型、投資型と呼ばれるような三つのパターンがあります。寄附型は、出資者が見返りを求めず、プロジェクト遂行側は、プロジェクトの活動報告などを無償で提供します。購入型は、出資者がプロジェクト達成後に

完成するであろう商品やサービスなどを前払いするパターンで、無事プロジェクトが達成できれば出資者は完成した商品やサービスの提供を受けます。投資型では、出資者が投資した金額に応じた配当または株式が発行されて、小額の出資から始められるため、出資者を集めやすいというのが特徴と言えます。

過去のプロジェクトにおいて、海外では8万人近い資金提供者が集まりまして、約22億5,000万円の資金調達に成功した例がある反面、集めた資金が全て正しく使われているかについて詳細に確認することは難しいというデメリットが、購入型や寄附型クラウドファンディングにはあります。そういったことで、お尋ねいたします。

1番、仮称織田幹雄記念館整備クラウドファンディングの募集期間が、令和元年の12月31日まで延長されています。海田町名で、海田町の名で、織田さんの名前を使っの寄附を募る以上、同氏の名誉にかけても最大限の取組をする計画が必要であります、当初の計画で、平成30年12月末までの目標寄附金額に対する設定額の内訳はどう算出しているのか。

2番、整備に当たり、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングで寄附金、ふるさと納税を募集します。御支援により、新しい記念館整備への御協力をお願いします、とあります。実績が当初締切り目標額の10パーセント前後であった理由は、整備の何に充てられるのかというのが具体的に示されていない募集にあると考えられますが、見解を伺います。

3番、例えば、計画の下に事前に、記念館整備に当たっては織田氏を継承して、スポーツ振興、指導者育成する目的で、併設する公民館のどん帳資金の1,400万円を募る、ということが本来のクラウドファンディングではないでしょうか。

4番、民間ポータルサイト、ふるさとチョイスから申込みすると、寄附金、ふるさと納税の使い道を選択する画面で、仮称織田幹雄記念館整備というのが選択できるので、他の使い道選択と同様です。集めた資金が全て正しく使われているかについて、詳細に確認することは難しいというデメリットが、購入型や寄附型クラウドファンディングにはありますが、なぜこの項目だけガバメントクラウドファンディングにしているのでしょうか。

5番、銘板の作成や返礼品のクオリティに頼った寄附の募り方やあり方では、プロジェクト遂行側の思いや趣旨が伝わっていません。我が町、ふるさとに対しまして、貢献または支援したいという納税者の思いを実現する観点、寄附金の支出の目的と結果の

透明性を公にすることです。継続した支援につながりまして、ふるさと納税本来の本筋や趣旨に沿った考えと言えます。改めて取り組む考えはありませんか。

大きく3点目です。災害対策本部と庁舎機能について。行政組織の整理に時間が掛かるのは理解はしておりますが、昨年の災害後だけに、被災した住民は行政の柔軟な思考とスピード感を求め、待ち続けています。毎年6月中旬になりますと、大雨洪水警報が発生しております。今年災害が発生しないという保証はありません。防災機能を充実させる新庁舎の建設は数年の先の事です。災害からもうすぐ1年が経過しますので、お尋ねいたします。

1番、現庁舎が被災するという、町の考えは、臨機応変に対応するという、そういう答弁が続いておりますが、これは想定外と捉えての事でしょうか。

2番、それがまた想定内であれば、現庁舎が、電源とか、水道とか、ガス供給などの被害を受けた際でも十分に機能するハードとソフトの備えは具体的にどうなっていますでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）兼山議員の質問に答弁いたします。

まず、協働のまちづくりにおける取組状況についての御質問でございますが、1点目については、平成22年12月に策定した第4次海田町総合計画の中で、議員の挙げられた六つの課題を明記しております。それらの課題に対し、地域活動と協働のまちづくりの推進に取り組み、平成28年9月には取組進捗状況を踏まえた後期基本計画を策定しております。現在、自治会活動を基本とする地域づくりの実現に向けた支援、協働のまちづくりの推進と基盤づくり、情報の共有化と連携、協働による海田町のイメージ、価値の向上を四つの柱とし、住民団体への包括的なサービスや自治会への加入促進、広報誌・ホームページを活用した情報発信、住民活動団体と連携した地域資源の活用などを実施し、取組により達成度に差異はございますが、自治会や住民、企業とも連携を図りながら積極的に協働のまちづくりを推進しております。

2点目については、日頃の自治会の皆様の活動には大変感謝しているところでございます。安全で住みよいまちづくりを進めていくためには、住民と行政が手を取り合い、お互いの役割を認識し、意思疎通を図りながら進めていくことが重要であると考えております。今後も、自治会の皆様の御意見を踏まえながら、自治会活動が円滑に運営できるよう連携し、取り組んでまいります。

続きまして、寄附制度についての質問でございますが、まず、ふるさと納税に関する1点目の寄附金の使い道については、町の重点施策、五つを用途に掲げ、それらの事業の一般財源部分の一部に充てて活用させていただいております。

2点目の寄附金状況を年度総額のみで表示することについては、平成29年度までは用途が一つであったためでございます。

3点目の支出の目的と結果の透明性については、目的別の寄付実績の内訳とその活用結果について公表してまいります。

4点目のふるさと納税の用途として、各町内自治会に対する支援を追加することについては、今後の事業の見直しの中で研究してまいります。

続きまして、クラウドファンディングに関する1点目の、当初の目標金額の設定理由は、本町におけるふるさと納税の受納状況や他団体におけるクラウドファンディングの達成状況等も考慮しながら、織田幹雄さんの三段跳び金メダル記録15メートル21センチにちなんで1,521万円と目標を高く掲げたものでございます。

2点目については、高い目標を掲げた結果により、当初目標額と1期目の寄附実績の差はございましたが、2期、3期目の募集でも、御寄附を引き続きいただいております。本町においては、織田幹雄さんが海田町出身であること、本町が織田幹雄さんにちなんだまちづくりを進め、記念館という施設を具体的に整備していることを全国に情報発信し、織田幹雄さんの偉業や功績及び海田町を知ってもらう機会とすることを目的の一つとして募集したものでございます。

3点目の本来のクラウドファンディングについては、事業の趣旨や内容、成果をできるだけ明確にすることが重要であると考えます。そういった点では、議員御提案の例は、クラウドファンディングの有効な手法であると考えますが、町が行う募集方法も適切なものであると考えております。

4点目の本町の取組については、織田幹雄さんの偉業や功績を広く後世に伝える場として記念館を整備するという特定の目的の下、目標金額や期間を設定して行っており、ふるさと納税制度を活用し、目標金額を達成しない場合でも事業を遂行する点で、いわゆるガバメントクラウドファンディングとしたものでございます。

5点目のふるさと納税の取組については、制度本来の趣旨に沿った運用に資するよう、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、結果をできるだけ明確にし、結果の透明性を図りながら、引き続き取り組んでまいります。

続きまして、災害対策本部と庁舎機能についての質問でございますが、1点目については、策定済みの海田町業務継続計画において想定されている事態として、現庁舎が被災した場合についての対応を盛り込んでいます。2点目については、非常用発電機により、防災行政無線設備、電話交換機及びパソコン等の通信機器など、必要最低限の業務を維持できるようにしています。また、職員用に3日間の水、食料及び防寒シートといった生活用品など備蓄しています。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）まず、じゃあ、協働のまちづくりの方について再質問いたします。

今、質問に盛り込ませていただいて、そのような答弁が来ると、それはもう想定なんですけど、ここで私が質問に入れた理由が、総合計画の中で盛り込んでいる課題と今度答弁にもありました平成28年9月の後期基本計画のことを答弁に書いておられるんですけど、それをすり合わせた場合に、2020年度で基本計画終わるんですけど、そのすり合わせた部分で後期計画には載ってない部分というのは、これはもう達成しているんだろうという解釈で質問させてもらったんですけど、載ってないところについて、海田町の協働のまちづくりの基本的な方針や方向性というのは、定める必要がありますということを確認に課題としてあげているんですけど、その答弁がちょっとないので、ちょっと明確に答えていただけますでしょうか。方針や方向性、これが見えたら、すぐ次に進みますので、お答えください。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）今議員の御指摘で、協働というふうなくくりでございますが、大変大きなくくりでございます。協働自体が、地域の課題解決に向けて行政では単独で解決できない問題を地域の皆様と手を取り合いながら進めて、その問題解決を進めていく、要するに多様化するニーズに対応して行政の力だけでは困難な場合において、こういうふうな言葉を使っています。ときどきに、やはり、世の中の動きも変わっています。大きくまとめておりますが、その時代にあったような協働のまちづくりを進めながらやっていくということで、これに限らず、ないからといいましてやってない訳でもないですし、実際に、これがどの程度できたかというようなところまでは具体的に書いておりませんが、その時代によって大きく変わってまいるものが協働と考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）基本的な方針や方向性をまず明確に定めたらすぐ答えが出るんですが、今課長のそういう答弁で進めさせていただきますと、私が考える協働というのは、町民と、例えば議会とか、町、それぞれが自治の担い手になっているはずなんですね。そのお互いが力を合わせて行うという部分、そういった、重なっている部分が協働だというふうに考えるんですけど、そういう考えでよろしいんでしょうかね。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）はい、そのとおりでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）そういう状況の中で、これいう方針と方向性を今定めていただいたので、その中で、実際によく今の執行部とやり取りをしている答弁の中でしたら、実際ちょっと人手不足だとか、お金がないとか、安上がりとかそういうことで、行政の仕事を住民に投げやりにするというふうを感じるんですけど、そういう考えはないという、まずちょっと明確にお答えいただけますか。あるか、ないか。ないというんでしょうけど。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）ございません。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）そして、民と官の関係の話なんですが、それを含めましても、やっぱり、ここで一番言いたいのは、補助金が貰えたからそれをまず自治体に配るとか、あげるよとかいう、そういう関係、それはこれから令和の時代に向かっていく中でそれを今度やってくださいと押しついたり、あとやってください、例えば、防災のことに活動したら補助金を使えますよとか、そういうことではない時代にきているというふう考えるんですが、そういう方向性と考えてもよろしいんでしょうかね、これからの町と議会、いわゆる議会、議員さんかな、あと町民と。そういう方向性に向かっているということで、次の質問に入るんですけど、そういう方向性に向いているかどうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）今の、補助制度の件でございますけれども、あくまでも自治会さんというのは任意の団体ということで、地域の実情に合わせて各自治会さんでいろんな活動を展開していただいているということかと思います。そうした中で、町としていろいろ取り組んでいきたいというような施策に関し、それを実施するに当たって、実施事業の一部を補助金で出すと、これは自治会さんの考えですといいのではなく、町の思いで

こういう施策を促進したいと、そういったものがあれば、今回の自主防災会の補助制度、そういったものを活用して皆さんに取り組んでいただくというようなことは、今後もあるかと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）ということは、まだ一応今の民と官の関係の部分で話しますと、こういうことをするからやってくれよとか、こういうことを行政がやっているんで手伝ってくれよとか、そういう関係のような今の答弁にも聞こえるんですけども、それはスタイルとしては変わらないということなんではないでしょうか。よろしいですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）行政が本来やるべきこと、そういったものを自治会の皆様をお願いするというようなことがあれば、例えば、広報連絡員さんの委託料とかというふうな形で、補助金というよりかはそういった委託料的な支払いになるかというふうに思います。自主防災組織の補助金ということになると、これは、是非取り組んでくださいというお願いはしておりますけれども、実施するかしないかというのは、各自治会さんというか、自主防災組織の判断ということで、もしされるのであれば、町の方は、財政的な支援を行いますというものでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）そうしますと、各自治体でいろいろ温度差があるでしょうし、加入率の問題もそうでしょうし、地域の問題、地域のそれぞれの課題があってもなかなか横一線にならない中で、その中でどうしても前に進んでいけないといけないということなので、ちょっとこのまちづくりについて一番聞きたかったことは、今の方向性、そこだけは、やっぱり、どうしても結果として出しておかないといけないし、恐らく、今、出前講座でも、今、魅力づくりの方ではその話をまずした上で協働のまちづくりについて進んでいっていると思いますが、その話、そこに出た答弁というのは、まず最初に言うべきじゃないかということが懸念しますが、その話に進んでいけることでよろしいでしょうか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）実際、まちづくり講座の方も昨年度やっておりますので、間違いございません。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山） ちょっとこれは前振りで、次に行きたいんですが、ふるさと納税のことです。今、答弁聞いて、企画部の方の答弁になるんですが、寄附金の使い道については、町の重点施策五つを用途に挙げてとあるんですけど、私、これを見て、町の重要施策を五つあげろという感じで一般質問をしたんです、前ですね。なら、どれも横一線だから言えないということを答弁がありましたけど、これじゃないんですか、実際に。ちょっと遡って言うんですが、答弁が出ているので。そこをまたフィードバックして遡ってこの話に答え出さないと、あれは、ああ言うたけど、これはこう言うた話になりますから。重点施策五つ出ているじゃないですか。これについての整合性、ちょっと答えていただけますでしょうか。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） 以前の質疑応答の中で記憶している部分、優先順位いうところについての優先順位付けはいろんな分野において、総合計画に基づいて実施しているので、そういう、どっちが上か下かいう優先順位付けはしがたいという答弁をした趣旨であると記憶しております。この度の、ふるさと納税の用途における重点施策というのは、町長の施政方針の方でも重点的取組事項として述べているものでございます。

○議長（桑原） 兼山議員。

○6番（兼山） 重点施策も五つあげて優先で順番に振っていただければいい話で、そこに、ちょっと言うつもりはなかったんですけど答弁が出てきたので、そこは言うべきですね。

五つの重点施策、五つあるんですけど、他の市町もちょっといろいろ聞いてはみましたが、大体そんなに重要なものじゃなしに、他の町もこうだからというふうな感じであげた使い道、用途なんですね。町については重点施策五つあげてこれに決まったという訳なんですかね。そうすると、偏ったことになりますよ、これ。まちづくりばかりで。どうでしょうか。そこについてはそんなに、他の市町はそんなにここについて精査して決めた使い道じゃないというふうに皆言っているんですけど、この町は重点だ、重点施策五つでやっているんだということなので、本当にこれでよろしいんでしょうね。町長答弁変えられないでしょうけど、よろしいですかね、まずちょっと確認のため。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） 繰返しになる部分もございますが、町長施政方針においても、本町の重点取組事項を述べておりまして、ふるさと納税の用途につきましては、こちら重点施策五つを掲げているものでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）そうしましたら、健康づくりの推進の分でいうと、織田さんが絡んできて、今度後からクラウドファンディングの話になっていくんですけど、どうもちょっとそこがかぶっておりますよね。私は多分そんなに深い意味じゃなしに、これ、使い道、用途は決めたんじゃないのかなと思っていたんですけど、重点施策なので。これまた来年も変わるということなんでしょうね。そこらちょっとそういうふうに認識はしました。1点目のところでですね。

2点目の、29年度までは年度総額のみを示しているのは使途が一つであったためでございます、ということなんです、その次になってくると、3点目のところについては、公表してまいりますということなので、その使い道、用途に分けて公表して寄附された方、分けて数字になっていくという考えでよろしいんでしょうかね。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）そのとおりでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）そうしていただきたいんです。というのが、そういうふうになっている市町もまだ少ないんですが、やはり海田町を応援してくださいという方に対して、使い道、目的まで選べるようになっていたんだとしたら、それに対する使い道、目的の実績に分けて出すべきですね。これは早急にしていきたい。

4点目のところなんです、自治会に対する支援の追加することを研究してまいりますというふうに答弁いただいたので、これから多分、そういう先進市町の事例を多分研究していただけるんであろうと推測されるんですが、先ほどの、協働のまちづくりというところでいうと、町があげるからとかこれをやってくれたらとかそういうことでなしに、町も住民も議会もかぶさったところです、そこは皆さんで知恵を出し合ってやっていこうというところの取組が、まず、これなんです。自治会さんの方も自分たちがやりたいんだ、こうしたいんだということを発信することによって、それでふるさと納税でこの自治会に寄附してくれというところも協働という認識なんです、そういう取組を、今後、考えているから、研究している、というふうに答弁していただいたんでしょうかね、それもひっくるめて。ちょっと方向性がもう少し前を向いて答弁になってくるんです、先ほどの協働のまちづくりの方向性からすると。どうでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）大変申し訳ありません。ふるさと納税の仕組みにつきましては、これまでも少しずつではありますが、改善に取り組んでまいりました。今後も取り組んでまいる考えはございます。そうした中で、議員御提案の自治会に対する寄附を受け付けるといったものもあろうかと思えますけれども、直ちにそういったことに取り組める状況にあるかとなると、まだそこはちょっと研究の余地、必要があるかと考えておりますので、それは、今後、研究をする中でそういった観点も持ちながらいろいろ研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）ちょっとここ、もう少し聞きたいんですけど、今後の事業の見直しだけど、この6月から新制度がスタートしたので、これをきっかけに、今のふるさと納税に対する町の考え方、スタンスを、このように住民さんも知恵を出して、その住民さんがそれがまた住民の自治会の方にもふるさと納税がいくような、丸投げというか、補助金をあげるからとかそういうことではなしに、一步踏み出したことを言ってるんです、私、今まで、質問の中で。そういうことを含めて考えていただけるのであれば、今後の、大体どこら辺ぐらいになるのかなというふうに考えるんですけど、これからということによってよろしいですかね、じゃあ。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）兼山議員御提案の内容につきましては、かなり進んだ考え方というふうに感じております。国におきましても、ふるさと納税の制度に当たって、過度な返礼品を設定しないであるとか、ふるさと納税本来の趣旨でありますとか、使途の明確化、そういったものに取り組むことが必要であるというふうに国の方も言っております。今回、兼山議員から御提案をいただきました使途の明確化といったものは早期に取り組んでいこうというふうに考えておりますけれども、その他の項目につきましては、今後の研究課題として取り組んでいきたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）じゃあ、ちょっとふるさと納税のことの再質問の総括として言いますが、使い道については、重点施策を五つ挙げているんだというところかというと、施政方針に述べたということも言っておられるんですが、そもそもの今の28年度の後期計画の中だと、海田町全体のオンリーワン戦略の中には三つしか書いてないんですね。だから、これは、戦略であるんだけど、重点施策ではないのかなと。それに盛り込んだ話なのか

ということですね、重点施策に今回入れている五つの中に。というのと、これちょっとここで言うべきなんか、ですけど、平成28年9月の後期基本計画の概要の、まち丸ごとオンリーワンの説明は、ちょっと誤字がありますよ、これ。この後期基本計画というのは本当にその計画に則って今の町がやろうとしているふるさと納税の制度の趣旨に沿ってないのかな、別々なのかなというふうに感じてしまうんです。全て、趣旨とかスタイルとかいうところは、それぞれの言い方で、それはそれ、これはこれという形なのか、全て一本化した話の中の枝の中でふるさと納税の話をされているのかなというのが、ちょっとまた疑問に残るので、これは今のホームページ見ながら、改善したところを見ながら、その取組を注視していきます。

ふるさと納税に含めて今度クラウドファンディングのことなんですけど、これちょっと私もうんちくというか、長々と書いてしまったんですが、本来クラウドファンディングというのはこういうものですよと。海田町がやりたい思いは何か分かるんですが、それやっぱりクラウドファンディングじゃないですね。もし出すんだったら、ガバメントクラウドファンディングだというふうに少し名称を変えるべきじゃないかと。でないと、個人がやる部分については個人の責任なんですけど、やっぱり海田町の冠を出している訳ですから、そして織田さんの名前も出されている訳なので、ちょっとこの名称については少し考える余地があるんじゃないかと思いますが、そのことについて答弁できますでしょうか。ガバメントクラウドファンディングに変えてみるという、表向きの部分ですよ、どうですか。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）名称について、ガバメントクラウドファンディングの表記に改めることについて検討してまいります。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）そうしていただきたいです。クラウドファンディングの1番目の私の質問は、毎日大体ホームページ見ているんですけど、毎日1回見るようにしているんですけど、ここに質問したのは、はっきり分かるんですけど、数字が何パーセントかですね。終わったんですけど、また始まっているので、これ、いろんな思いもある方もいらっしゃるし、別に気にしない方もいらっしゃるかもしれませんが、終わったことをまた始めるというのはどうかなというふうに感じますし、ふるさとチョイスの方入っていくと、これもう終了しましたという画面になっているんですよ、あるとこにいくと。なのにま

た始めましたということなので、ちょっとこの海田町のホームページの中で入っていくので、海田町の名前を使っている以上、やっぱりきちっとするべきだというふうに私は考えますけど、そこら辺については、この募集期間は、もう今年度、今年までで本当に締め切るんでしょうかね。どうでしょうか。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）記念館整備に向けたガバメントクラウドファンディングについては、今年度中で募集期間は締め切ります。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）そう言われたらそうなんですけど、だから、前は平成30年の12月31日で締め切るというとのので、またふた開けたら始めますいうから、じゃ、何で始めたか、答えられますか。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）ガバメントクラウドファンディングの実施に当たっては、まず1期目の募集としてふるさとチョイスという民間のポータル会社とも連携しながら進めるに当たって、一つは目標金額と募集期間の設定をするという前提条件がございまして、原則としておおむね3か月以内を募集期間とするという民間ポータル会社との運営の方針に基づいて1期目を募集し、1期目を募集が終了した後に2期目の募集もしたところでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）行政の立場からしたらそうなんですけど、ホームページを見る側にとってみたら、1期目とか2期目とか書いてないですし、まず123日って書いているので、3か月じゃないですよ、4か月ですよ。そういうのを全部見てここに至って、これはやっぱり海田町の名前を使って募集をしているんだから、やっぱりきちっとすべきじゃないかというふうに思いますが、まずそこですよ。

それと、もう一つ言わせていただくと、目標金額、ぱっと見たときに1,521万円目標金額ですって出たときに、ああ15メートル21で、目標金額そのまま数字出したんだなというふうに分かるんですが、やっぱりこれ、人のことですし、海田町の名前を出してやる訳ですから、私が個人的に出して私の身長で175万円なら175万円で募集しますというならいいですよ、自分の自己責任ですけど、しかし、そこはもう少し、軽いというか、本当に152万1,000円という金額をそういう数字で置き替えるのはどうかなと感じます

けど、どうかなという質問はこっちもいけないんですけど、少し、人に対してはちょっとあれかなと感じますけど、やる以上は目標に向かってやらないといけないので、これは1円でも多く寄附していただくというそういう目的なんじゃないかな、ただ。私は数字の目標を決めたら絶対に達成するという、そういう中で生きてきたので、それを1円でも多ければいいよというような目標の設定は、町としてどうかなと感じますけど、そこら辺の考え方について、どうでしょうか。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）本町運用におけるガバメントクラウドファンディングの実施の取組においては、まずは織田幹雄さんの偉業や功績を全国に情報発信して、織田幹雄さんが海田町出身であること、また本町が織田幹雄さんにちなんだまちづくりを進め、記念館を整備していることを知ってもらい契機とすることを目的の一つとしております。そういった点で、全国に情報発信して興味を持ってもらえるよう、織田幹雄さんの記録にちなんで設定し情報発信したものでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）そうですが、少しそこについては、もう少し目標設定の詳細の言い方を、もう少し寄附したいなというふうになっていただけるように表に出さないと、パソコン上でこれ、やるやつですから、特に。ですので、しかも、寄附型というのは支出の目的がよく分からないというデメリットもある訳ですから、余計に、こういうものに使いたいというものを少し前に出さないといけない。やっぱりそれは指摘させてください。

そして、5点目の方は成果を明確にすることなので、これも透明性も出すということなので、これは是非そういうふうにやっていただきたい。海田町はすごいなというふうに、ピンチ、これをチャンスに切り替えて、是非やっていただきたい。

そして、災害の方なんですけど、私は、常々この場を借りて、災害の話になると言っているのが想定外のことを想定内にしてほしいなという思いがありまして、その中で今できることは何かなという中で動いてほしいな、取り組んでほしいなという思いがありまして、これをした訳です。もう今週末ぐらいから梅雨に入りますし、次の9月になったらこの6月7月で去年の7月豪雨災害もありまして、もしかしたらくるかもしれない、こないかもしれない、ちょっとここについては分かりませんが、海田町の考えとしてずっと私、聞いてたのはとにかく何かあったら臨機応変に対応しますということは、これは何かあったらそのことに対して対処するという考え方に尽きるんですね。僕は医療人

ですから、医療従事者ですから、もし痛ければ痛くない、痛み止めをとかいう感じに、それが対処療法なんですけど、何で痛くなったのかというところの根源に入っていくと、それを例えて話したら、例えばこんな状態になったら危ないんじゃないかと、もうギブアップするんじゃないかと、それが例えば庁舎だったらこれはもうどうにもならんだろうと、だからそうならないためには、ギブアップしないためにじゃあ今できることは何かということを聞いているんですね。それができ始めたら想定外だったことが想定内になるというふうに考えているんですけど、でももう待ってけれませんね、6月入りしましたし、7月なので。そういったことを今できる範囲の中で、恐らく頑張ったらっしゃるのは分かりますが、いろんなことを想定しながら、なるべく想定外で起こることでも想定内に起こるように、今年を何とか乗り切れるというふうに、そういう声というか、答えが欲しいんですね。それが今の広報にも出ないんですね。復旧工事、進んでますというんだけど、進んでるのは分かるんだけど、この6月が来たらどうするのかなという答えが出てこないの、さっきも町長も、自助、自助、逃げろ、逃げろと言うんですけど、逃げるようなことが起こるという想定の中で、じゃあこれを逃げないようにするための取組を考えてやっていこうという、そこが大事なんですけど、そういう考えはこれからできる時間も限られていますけど、今年についてですよ、そういった新しい課にもなりましたが、課の中でもそういう協議はしていただけるんでしょうか。そこだけです。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）現在、もう既に、この梅雨時期を迎えるに当たりまして、準備を進めているところでございます。先ほどから想定外という話も出ておりますが、想定外が想定内になるような対策というようなことも考えて、この梅雨を迎えたいと、万全の対策で梅雨を迎えたいと考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）だから、もう自助、自助、逃げろとかそういうことを言う答弁はもう止めてほしいんです、もっと言うと。こういう最悪の状態が起こったということになると、危ないじゃないかと。例えばそれが起こった場合に、そうならないために、じゃあどうやってやるんだという、そういう取組を聞きたいんですね。これからちょっとそういうことを望んでおりますので、それも要望という形にしながら、終わります。

○議長（桑原）10番、久留島議員。

○10番（久留島）10番、久留島です。選挙の投票率について。去る平成31年4月7日に広島県議会議員一般選挙が行われましたが、海田町の投票結果が過去最低の投票率となっております。過去5回の投票率を下の表に示していますが、低下する一方です。町は今回の選挙において投票率アップに対してどのような施策を行ったのか、また今後、どのような取組をされるのか、お尋ねします。ちなみに、過去5回の投票率を提示いたします。平成15年40.47パーセント、平成19年38.80パーセント、平成23年34.68パーセント、平成27年32.69パーセント、平成31年26.59パーセント。以上、お尋ねします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）久留島議員の質問につきましては、選挙管理委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）久留島議員の質問に答弁いたします。

投票率向上についての質問でございますが、1点目については、街頭啓発、チラシの配布、懸垂幕の掲出、町内放送、ホームページでの呼び掛けなどを行いました。

2点目については、投票しやすい環境の整備や多方面での啓発活動を行ってまいります。また、模擬投票や出前講座について、町内の高校及び専門学校での実施を呼び掛けるとともに、教育委員会と連携し、町内の小中学校における実施を検討することで、若年層や未来の有権者に政治や選挙への関心を持ってもらえるよう取り組んでまいります。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）多くの活動をお聞かせいただきましたが、以前、一度お伺いしたことがあるんですが、そのときは、選挙へ行く人はもう幾ら投票所が遠くても行かれるし、また行かない人は、幾ら近くに投票所があっても行かないという返事が返ってきましたが、以前と比べて海田町も高齢者が多くなりました。それで、私が思いますのに、高齢者が増え続けておりますので、投票所を近くに増やしたらどうかと。そしたら、割と選挙に行きやすい。私たちのところでは、1.5キロぐらいのところで行かなきゃ投票所がないんですね。だからそういうふうな点で、投票所が多くあったらいいと思うんですが、以前は投票所を少なくされましたよね。だからそういうふうな、逆行しなくて、投票所を増やしたらいいんじゃないかと思うんですが、例えば海田町に町有地に建設しておられる自治会館、集会所が13か所ありますね。それから町有地以外に建設してあるところ

が11か所、これらを利用すれば、ずいぶん投票所が増えると思うんですが、そういうふうな考えはありませんかね。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）高齢者対策としての投票所の増ということでの御質問でございますが、確かに、近くに投票所があれば投票しやすいというのは確かだろうと思います。ただし、やはり投票所を数多く設けるということは、それだけ、当然、選挙に掛かる経費も掛かってまいりますし、また設備が完全な、投票しやすい設備、そういったものも必要になってきますので、なかなか簡単にはいかないところだろうと思います。ということで、海田町におきましては、車でお越しの方に対する駐車スペースがある投票所ということで対応をさせていただいておるところでございます。今現在、選挙管理委員会としては投票所を増やすことは考えておりません。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）海田町では、ただ今、毎年、こども議会という大変有望な選挙に対する町民が、一応選挙に対する、そういうふうな投票に行かれるような施策をやっておられると思うんですが、この県議会議員におきましては、この4町で一番投票率が少なかったと思うんです。こども議会を開いて毎年やっておられるんですから、当然そういうふうな周知をされれば、議会に対する、また選挙に対する興味がたくさん湧かれるんじゃないかと思うんですが、その点は、選挙に対する意欲を町民の皆さんに持っていただいて、またこれがこのまま低下していったら、ただ今20パーセント台ですが、次は10パーセント台かも分かりません。ましてや今年度は町長選挙もあります。それで10パーセントぐらいの投票率で、民意を得たから、町民の血税を自由に使わせてもらうというふうなことは行政の逆行だと思うんですよね。だから、選挙に費用が少し掛かるからというふうなことは言わずに、少々掛かっても、海田市駅に臨時投票所でも設けてしっかり投票率を上げて、民意を、今の民主主義の時代では、過半数以上はやはり、過半数以上取らないと民意はないと思うんですが、そういうふうに投票率をしっかり増やして、民意をしっかり増やして皆さんの税金を有効に使っていただきたいと思います。その点は、どのようにお考えですか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）この度の県議会議員の選挙におきましては、安芸郡選挙区において、無投票じゃないかというふうなうわさもあったりして、また、立候補者が

よく見えないというようなお声も選挙管理委員会の方には届いております。そういったことで、なかなか今回の投票率が上がらなかったというのは事実ではございます。そういった原因はあるにしても、やはり小中学生への主権者教育、こういったものもしっかりしていかなければ、どんどん選挙への関心、これが薄まっていくことと思いますので、そういったところでしっかりと選挙へ、投票に行くことの重要性というものをしっかりと教育または啓発を行ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）書記長、今までの例年の施策をやってきた中で、答弁書にあるのは、これでやったらじり貧になっていくんじゃないかということをお尋ねなんですが、これ以上の施策というのを今後考えられないのかという言葉に対しての答弁になってないと思うんですよ。それをお願いしたいと思います。書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）申し訳ございません。今、議員御提案の、駅等での投票というのも確かに考えられるとは思いますが、やはり、全体的な底上げをしていく、そういったことが選挙管理委員会としては必要なことだろうと考えておりますので、先ほど申し上げました主権者教育や啓発、そういったもので、投票率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）よく、それは、ここに書いてあるから分かるんですが、それをやってきたのに結果が伴っていない訳ですよ。それでもってプラス経費が掛かるとかいう話も今出ましたけど、経費が掛かるんなら、莫大な金を使って立派な庁舎を造るよりも、その金を少しでも回してやったらどうですか。ちょっとお尋ねします。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）投票所というのは、やはり投票の秘密でありますとか、プライバシーとかを確保する必要がございます。どこにでも投票所を設置できるものでもございません。そういった面では、やはり、今までの設置させていただいております6か所、これを基本としながら投票率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）それだけ自信があるんだったら、次の選挙は50パーセント以上投票率が確保できるとお思いですか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）投票率につきましては、有権者の方の意志でございます

ので、それを確約できる、選挙管理委員会の方で確約できるものとは考えておりません。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）それは、確約はできませんけど、やはり、それに見合うような施策をしてやって、今さっき言ったように、これから海田町は高齢化社会に入ります。そのときにお年寄りが遠くの方まで歩いて行けないんですよ。近くにあって、例えば自治会館なんかはその地区に一つずつあるじゃないですか。そこだったら1日のうちでそれこそ3分から5分ぐらいで行けるじゃないですか。それを、わしらのとこのように1.5キロも歩いて行こうと思ったら、足がつってから行かれませんよ、年寄り。だからそういうことを考えたら、どっちがいいか分かるはずですがね。そのためにこども議会を毎年やって、啓蒙教育しとるんじゃないんですか。何のためにこども議会、子どもから、小さい、小学校・中学校から選挙に対する、好感を持てるような施策をやっているのか。肝心の大人がそういうことじゃ、ちょっと子どもに対して申し訳ないと思うんですがね。もうちょっと、真剣に考えてやってもらえんですかね。お尋ねします。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）選挙管理委員会としても、いろんな施策を打ちながら投票率の向上に努めておるところでございます。先ほども議員から御指摘のこども議会、こういったところからも小さいころからの主権者教育の一環だろうと考えております。そういったところで徐々にではございますが、皆様に啓発をしていき、投票率の向上につなげてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）じゃあそれを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（桑原）暫時休憩します。再開は15時5分。

~~~~~○~~~~~

午後2時51分 休憩

午後3時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続行します。4番、大高下議員。

○4番（大高下）4番議員、大高下です。本日は、食品ロス削減の推進について質問いた

します。

まだ食べられるのに捨てられる食品ロス削減推進法案、議員立法が、5月16日の衆議院本会議で全会一致で可決し、衆議院を通過した。同法案は、国、自治体が基本方針や推進計画を策定し、食品ロスの削減を国民運動として強力に推進する内容。食品ロスの削減は、12日に開かれた20か国地域農相会合でも各国の足並みを揃えて取り組む方針が示されるなど、国際的な重要課題の一つに挙げられている。こうした状況を踏まえて本町も食品ロス削減に向けて一層の取組をしていただきたい。

この件については、平成28年、29年に一般質問しましたが、その後どのような成果がありましたか。また、強力に進めるためにも推進本部を設置するお考えはありませんか。国では、食品ロス削減に関する理解と関心を深めるために10月を食品ロス削減月間と定める。海田町も、削減月間を作ってはどうか。

以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大高下議員の質問に答弁いたします。

食品ロス削減の推進についての質問でございますが、食品ロスだけに限定した削減量の把握は困難ですが、ここ数年の1人当たりの可燃ごみ排出量は減少傾向にあり、これまで広報かいたやホームページで食品ロス削減について啓発に取り組んだ成果も表れてきていると考えております。

次に、推進本部の設置についてでございますが、今国会で成立した食品ロスの削減の推進に関する法律では、政府は食品ロス削減推進会議を設置し、食品ロス削減に関して基本方針などを策定することとされています。今後策定される基本方針の中で、自治体に求める役割がはっきりとしてくると思いますので、動向を注視してまいりたいと考えております。

続いて、削減月間についてですが、成立した法律の中に削減月間を10月に設ける旨の規定があり、全国的に10月が削減月間となることから、町独自で改めて削減月間を制定するのではなく、法に沿った対応をしたいと考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）それでは、再質問いたします。この5月24日に、参議院でもこの食品ロス削減法案が全会一致で可決されました。この問題については、やっぱり大きな問題だと思います。それで、町も政府の指針を見て推進本部とか協議会等をこさえるとのこと

ですが、なぜもう分かっとるのに町としてもこの問題に取り組むべき、そういう推進本部等設置できないんですか。内容は大体分かっとります、どういうことを政府が言うかと。そういう意味では、その点についてお答えを願います。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本） 5月24日に参議院通過して法案が成立して、5月31日に公布されました。半年以内に施行されるということでございますので、今年中には法が施行されるというふうに認識しております。その中で、法案の中にあるように、政府が基本方針を定めることとされております。町長答弁もありましたように、その中で、自治体に求める役割というのが見えてくるものと思っております。その中で、推進体制とかそういうものも分かってくるのではないかと、そういうふうに考えております。今回個別法ができたということで、私どもとしても、それは大変重要なことだというふうに受け止めておりますので、これまでは市町村が、どっちかというばらばらという言い方はちょっと良くないかもしれませんが、それで独自の路線で進めていた対策が一つの個別法によって体系的にまとまった方針ができたというところでございますので、町長答弁に書かせていただいたように、今後の動向を注視していきたいというふうに考えております。決して何もしないという訳ではなくて、個別法に則った対応をさせていただきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下） 前回の質問のときもそうでしたが、そのときも、そういう協議会等を設立したらどうかと言うたときに、各部署で推進するから大丈夫のような回答でしたが、実際、ここ3年ぐらい経って海田町で食品ロスの問題が皆さんに広まったという感覚がゼロに等しいと思うんですよね。こういう施策をしないと云われますけど。そういう意味で、早急に連携をとってやるということが、本当にこれは、大事なことだと思うんですが、その点はどうか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本） これまでの議員の質問を受けまして、広報等にいろいろ記事を掲載しております。一時期は計4回連続広報に食品ロスについて考えようということで、計4回、連続で、シリーズで出したこともあります。今年にはごみのガイドブックを新しく作り直す予定にしておりますので、既に食品ロスについて丸々1ページ割いて啓発をしようと考えていたところでございます。町といたしましては、繰返しになりますけ

れども、個別法ができて、国、県、地方の一体的な取組がなされるというふうな思いがありますので、決して何もしなくて放っておくという訳ではございませんで、それに沿った対応をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）前回質問したときに、ごみを減らそうデーというのは、広島市が今実際にやっている取組ということで、それについて、どのような成果が上がったかを、調査、研究すると答弁があったんですが、それはどうでしたか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）近隣の市町で、毎月1日をごみ減らそうデーに設定をいたしまして、スーパーの店頭などで食品ロスの削減を呼び掛けを行っているような取組がございました。パネル展示であるとか、アンケートとか、くじなどをやっておるようなことがありました。そのごみ減らそうデーを行った結果、その市町では2015年から2016年に比べて数百トンレベルでごみが削減されたというふうな報告を聞いています。ただこれはあくまでも可燃ごみでございまして、食品ロスだけの削減の抽出というのは非常に難しゅうございますので、海田町でも可燃ごみは減っておりますけれども、その市町の可燃ごみについては減っているというようなところがございました。そういったところはちょっと勉強させていただいております。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）その続きなんですが、前回のとき環境センター所長の方からあったのが、食品ロス量の推計方法、どのようにするかというものを含めて、本町では研究して、実際どれくらいの食品ロス量が出て効果が上がっているか検証できるような体制を作っていきたいという答弁があったんですが、まだ体制はできとらんのですか。

○議長（桑原）環境センター所長。

○環境センター所長（岡田）確におっしゃるとおり、前回そのように答弁させていただいたんですが、先般作りましたごみ処理基本計画の中でも今のごみの組成調査とかいうことで行いまして、その中で可燃ごみの占める割合であるとか、そういった部分については調査をいたしましたが、実際のいわゆる食品ロスと推測される部分について、どのような組成であるとか、それから今後どのようにそういったのを数値化して削減に取り組んでいくかということにつきましては、ちょっとまだ、残念ながら、調査、研究の段階でございまして、ちょっと全国的に見ましても有効な調査方法とか、研究方法とか、

まだ確立されていないようですので、今般法律の方も制定されたということも踏まえまして、更に国、県の方から情報の収集をしながら調査、研究してまいりたいと思っております。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）それと、前回からの取組ということで、小中学校では、子どもが授業や様々な活動に取り組むことで給食の残さい減少や食べ残しの現象につながっていると答弁があったんですが、具体的には小中学校ではどのような教育をされておるんですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）引き続き食育という場面におきまして。残さいの現状等を知らせることであったり、それから先ほどもありました総合的な学習の中で食育との関連を考えながら、家庭科との関連を考えながら、子どもたちに実情等を知らせて減らしていくような取組をしております。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）最後なんですが、先進的にやっている市町村はたくさん全国にもあります。そういう意味で何としても海田町も、待つんじゃなくて、分かっということですので、一刻も早くそういうことは執行部で考えていただいて、具体的に段取りをしていただきたいと思います。終わります。

○議長（桑原）答弁いりませんか。いいですか。はい。

3番、富永議員。

○3番（富永）3番、富永です。大きく2点について質問いたします。まずSDGsについて。SDGsとは、持続可能な開発目標、Sustainable Development Goalsの略称で、2015年9月の国連サミットで採択され、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた国際社会共通の目標です。

持続可能な世界を実現させるため、地球上誰一人として取り残さないことを目指し、先進国と途上国が一丸となって達成すべき17のゴール、1. 貧困をなくそう。2. 飢饉をゼロに。3. 全ての人に健康と福祉を。4. 質の高い教育をみんなに。5. ジェンダー平等を実現しよう。6. 安全な水とトイレを世界中に。7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに。8. 働きがいも経済成長も。9. 産業と技術革新の基盤を作ろう。10. 人や国の不平等をなくそう。11. 住み続けられるまちづくりを。12. 作る責任つかう責任。13. 気候変動に具体的な対策を。14. 海の豊かさを守ろう。15. 陸の豊かさも守る

う。16. 平和と公正を全ての人に。17. パートナリーシップで目標を達成しよう、と、それを実現するための169のターゲットで構成されています。

つまり、貧困を終わらせ、全ての人が平等な機会を与えられ、地球環境を壊さずにより良い生活を送ることができる世界を目指して、世界中が努力することが約束され、2016年から2030年までの15年間は、世界中の国々がこのSDGsの達成に向けて取り組んでいくということです。

そして、日本政府はその実施に向け2016年に全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置し、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組む体制を整え、同年12月、SDGs実施指針、2017年12月、SDGsアクションプラン2018を、2018年6月、拡大版SDGsアクションプラン2018、12月にはSDGsアクションプラン2019を決定しました。

1番、2018年に、政府が自治体によるSDGsの達成に向けた取組を公募し優れた取組を提案する29都市をSDGs未来都市として選定、先導的な取組10事業を自治体SDGsモデル事業として選定し取組を支援しており、広島県も選定されました。海田町でも2020年度に向けたSDGsモデル事業を考えてみてはいかがでしょうか。

2番目、また、文部科学省が2017年と2018年に公示した新学習指導要領の前文に、持続可能な社会を創る担い手を育てることが学校の役割である、と明記されています。持続可能な開発のための教育(ESD)に取り組み、ユネスコスクールに認定されている東京都江東区八名川小学校は、ESDとSDGsを融合させた教育プログラムにより、何のために学ぶのかというゴールを意識させ、子どもたちの学びたい心に火を点ける指導を展開し、海外からも注目を浴びています。そのアイデアや授業の方法などを広く伝えるために、定期的に研究や発表を公開しています。海田町の小学校もこの教育プログラムを参考にしてはいかがでしょうか。

3番目、SDGsは国や自治体、企業だけが関わるものではなく、個人個人でも取り組める活動です。例えば、使っていない照明は消す、印刷はなるべくしないで紙を節約しようなど、身近な場所から考え行動できる目標もあります。そうした活動について国連は、持続可能な社会のためにナマケモノにもできるアクションガイドを提案しています。まずはSDGsを正しく知って理解し行動することが大切であり、全国でも様々なアピールイベントが行われています。海田町でも啓発活動を行ってはいかがでしょうか。

大きく2点目、文化財保存活用計画について。今年度、海田町観光振興アクションプ

ランが策定され、町内の観光資源を活用した計画が示されました。町内の交流人口増加を図ることで、海田町がより活性化されていくのはとても素晴らしいことですが、一方で文化財を大切に後世に残していくための具体的な対策も、今後、必要になっていきます。文化財保護法が昨年改正され、すいません、ここは昨年改正され今年4月に施行されたと改めます。歴史的かつ価値の高い建物を活用しつつ保存する動きを後押ししていきます。適切な環境で恒久的に保存すると同時に、地域住民に愛される文化財として具体的な文化財保存活用計画を策定してはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田） 富永議員の質問の教育委員会の部分については教育委員会から、それ以外については私から答弁いたします。

まず、SDGsについての質問でございますが、1点目については、地方公共団体におけるSDGsの達成に向けた取組の推進につきまして、政府は、持続可能な開発目標、実施指針において、自治体が既存の各種計画や戦略、方針を策定、改定する際にはSDGsの要素を最大限反映することを推奨しております。第4次海田町総合計画における、子育てしやすく、人が輝く町、環境を大切にする町、個性と活力ある町、支え合いと協働の町、という基本理念につきましては、SDGsの要素を反映したものであり、今年度から行っている第5次海田町総合計画の策定に当たりましても、更にSDGsの要素を反映できるよう、先進事例を調査、研究してまいります。御提案の町として先進的な取組となるモデル事業の実施につきましても、併せて研究してまいります。

3点目については、SDGsの実現に向けて町民一人ひとりが身近にできることから取組を始めることは非常に大切であると考えております。例えば町民の皆様が日々行っておられる電気の節約や資源ごみのリサイクルなどが、SDGsの実現につながっていくということを知っていただき、関心を深め、更に17のゴールと169のターゲットについて取組を広げていただけるよう、町としても周知に取り組んでまいります。

それでは引き続き、教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木） 富永議員の質問に答弁いたします。

まず、ESDとSDGsを融合させた教育プログラムについての質問でございますが、小学校で令和2年度、中学校で令和3年度から完全実施となります新学習指導要領では、

一人ひとりの児童生徒が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の作り手となることができるようにすることが求められております。これは新学習指導要領の趣旨の中核となるものでございます。このことを踏まえまして、教育委員会では夢未来ビジョンにおいて、各教科の基礎的な知識、技能の習得はもとより、現代的な課題に対応して求められる資質、能力の育成を目指し、総合的な学習の時間など教科横断的な学習の充実を図っております。このことはE S D、S D G s が示している持続可能な開発のための教育に通じるものであり、育てたい児童生徒像に合致するものです。この度御紹介いただきました小学校の取組等参考としながら、新学習指導要領の趣旨の実現に向けて取り組んでまいります。

続きまして、文化財保存活用地域計画についての質問でございますが、文化財保存活用地域計画は、文化財保護法の改正の趣旨を踏まえ、国が策定する指針や広島県の大綱を勘案し、市町村の地域計画や個々の文化財の保存活用計画として策定するものでございます。

現在、広島県において、来年度中の大綱策定を予定されている段階ですので、県の大綱が策定された後、その内容を踏まえ、本町の文化財保存活用地域計画の策定について検討してまいります。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） この度S D G s について質問させていただいたのは、こういった市町村、地方に行けば行くほどまだ浸透していない名前であるかなという思いもあって、質問させていただきました。それを踏まえて、まず、政府が出されたS D G s 支援として、2018年に推進事業を公募したんですけれども、そのときに海田町は手を挙げるとか、ちょっと考えるということはなされなかったんでしょうか。

○議長（桑原） 企画部長。

○企画部長（鶴岡） 取組の公募につきましては、町の方にも来ておりますけれども、今回におきましては応募しないという判断をしたものでございます。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 多分これ、いきなり応募しろといってもあれなんですけど、S D G s のゴールを踏まえて、海田町の施策は大体ほとんどS D G s を網羅していると思いますので、それをブラッシュアップしていくと、もっともっと海田町の魅力というものが浮き出て

くるんじゃないのかと思うんですね。そのための、政府が、SDGsを取り入れた施策をという話だと思いますので、その辺は海田町はいかがお考えでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）このSDGs、国においては、地方において経済と社会と環境、この三つの重点的に取り組んでいく、こういったことでそういう取組が重要であるというふうな方針の下にそういう公募の方もかけておられますので、そういった活用が海田町において、どういったことができるのかというところなんだろうと思います。まだまだSDGsについて、十分町として対応できているかというところ、なかなか難しいところもあるかと思うので、重要なことではありますので、研究もしながら、今後についてはそういった観点も研究しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）実際このモデル事業というのを調べていくと、政府は2018年から2020年の3年間ということでまずは設定されていて、それで前例として、成功例を全国の自治体に示していくためのモデル事業として公募されていたので、確かに町レベルの自治体で見えていくと、このモデル事業として選定されたのは大体もうエネルギー資源を持っていたとか、何か環境に配慮した施策を既に具体的に行っているというところがほとんどでしたので、ちょっと来年に向けていきなりというのは難しいかと思うんですけども、何か、そこで、海田町の強みというものがもっと見えてくるんじゃないかなと思うんですけども、是非進めていただきたいと思います。

広島県が2018年にSDGs未来都市として選定されて、広島県の未来都市計画というのが出されているんですけども、これは、海田町の方では御覧になられたんでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）広島県におきましては、SDGsの達成に向けて、平和の活動を生み出す国際平和拠点の広島を取組を加速するというところで、認定を受けているものと認識しております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）具体的にこの計画を見ていく中で、自治体間の連携という具体的な項目があります。その中で、県下全ての基礎自治体23市町との連携ということを書かれております。例えば、これまでは大学、経済界を主な対象と行ってきた県の取組を紹

介しながらの研修会を、自治体を対象としたものへ広げていくとあります。こういった広島県からの通達みたいなものは何かなかったんでしょうか。連携をしてSDGsを深めていこうという話はなかったんでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）SDGsの取組ということで、そういった県からの通知というものはまだ把握はしておりませんが、SDGsということに限らず、その関連の取組、これは多様な分野にわたってまいりますので、そういった関係で県の方が取り組まれて町の方にもそういう通知等が来るものと考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）この連携して行っていくというのが、啓発活動の方について全ての自治体と協力していくみたいなことが書かれてありますので、是非まだ他の市町村さん、手を挙げられてないと思うので、海田、一番に広島県の方に手を挙げて、是非SDGsの啓発活動させてくださいというようなお願いをしたらどうかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）県の取組、そういったものも確認をしながら、可能であれば取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）見ていくとなかなか、町レベルでSDGsという言葉を出されているところってまだまだ少ないんですけども、いろいろ調べていくと、奈良県の三郷町さんは、SDGs環境未来都市宣言というのを昨年されました。それが昨年8月に開催されたこども議会のときに町長さんとこども議員さんたちが一緒になってSDGsに向けてという宣言をされて、各こども議員さんたちも自分たちができることという目標を掲げて具体的にそれが町のホームページでも示されています。こんなふうに、モデル事業はすぐには見つからないかもしれないけれども、啓発活動等、示していく活動ということはどんどんできると思うんですけども、その辺は、いかがお考えでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）SDGsにつきましては、町としても、これまで周知とか、そういった取組はしておりませんが、取組の内容につきましては、総合計画の中にも関連した取組というのはたくさん盛り込まれているというふうに考えております。今後、第

5次を策定する中で、取組も進めてまいりますけれども、それらの取組が、SDGsに関連した取組であるといったことを明示していく、そういったことで町民の皆様にもですけれども、職員の方にもSDGsに関する取組だということを認識して、そういった中でSDGsというのが位置付いていくというようなことなんでしょうと思います。それでその他御提案のことも議会の方からそういったのが出てくるということもあるかとは思いますが、そういったものもいろんな形で、取組の方は進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） ESDのことなんですけれども、具体的にESDがSDGsに結びついていく取組みたいなことを検討されることとかは考えられてないんでしょうか。

○議長（桑原） 学校教育課長。

○学校教育課長（森山） ESDとそれからSDGsについての関係ですが、SDGsがゴールとすれば、ESDは手法というふうに捉えております。手法というところでいきますと、ゴールに向かう道筋というのはいろんな形であるというふうに考えております。町の教育委員会といたしましては、広島県が示しております課題発見・解決学習という手法を用いまして、ゴールに向けて、今、子どもたちに能力等を育成してところでございます。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） ちょっと調べていくと、ESDを推進しているユネスコスクールというのがあって、全世界で11,500校以上ありまして、日本でも1,116校あって、実は、海田東小学校、ユネスコスクール加盟校であることが、調べて、加盟校の一覧に載っていたんですけれども、このユネスコスクールの目的としてかいつまんでいくと、一つ目に基本的人権、人間の尊厳、ジェンダー平等、社会的進歩、自由、公正、民主主義、多様性の尊重、国際的な連携などを推進することを一つ目にあげてあって、2番目が教育、文化、科学、コミュニケーションの分野における組織や人材の能力開発と国際間、地域間協力を進めること。3番目に、斬新で、創造的な教育手段を開拓し、グローバルな概念を実践に落とし込み、教育制度や政策の変化を促すこと。4番目に、国際ネットワークの一員として同じような志を持つ世界中の学校と知見を共有しパートナーシップを育むこととあって、5番目に、国際社会の構成員であるという意識を持ち、SDGsの達成に貢献することとあるんですけれども、果たして東小学校の先生方、生徒

たちがSDGsという言葉自体をどれぐらい把握しているのか、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）SDGsという言葉についての認識についてアンケート等を使った訳ではございませんので、具体的な数字ということはここでは申し上げることはできませんけれども、広島県教育委員会が示しております広島県教育資料の中にESDとSDGsの関係を示したページが割かれて作成しております。今年度の教育資料の中でも、ページ数としては割かれておりますので、この資料につきましては、教職員が買い求めて手元に持っておりますので、認識しているというふうに考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）認識していただいてどんどんそれを子どもたちにも広めて、子どもたち一人ひとりがESDではありますけれどもその先のSDGsの、自分たちがゴールに向かっている1人だ、地球上の1人、一員として社会を背負っていくという思いを、このSDGsという概念はすごく大切だと思いますので、是非、子どもたちにもこの言葉を普及させていただきたいと思っているんですけども、さっき紹介した八名川小学校ですけども、この取組を見ていくと、本当にSDGsという言葉がまず計画表として書かれていまして、その中に、17の項目がきちんと表として書かれていまして、一つ一つの目標に対して何年生がどういったことをやるというプログラムが具体的に書かれてあるんですね。そのプログラムに対して、何月から何月、何年生はやるというふうにカレンダーと実施計画表というのが具体的に示されていまして、これが教室のドアのところとかにも、3年生はこのマークというふうに、17の項目のマークが貼られていて、具体的に子どもたちが何を目指してそれを勉強しているのかということが学年ごとに分かるようになっているんですね。是非こういう取組を取り入れていただきたいなと思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）御紹介いただきました小学校の研究報告については、ホームページの方で拝見をさせていただきました。非常に参考になる取組を、今年度も2月に研究公開の中で発表されていることはこちらでも把握をしております。先ほども申しましたように、ESDというところの手法でいきますと、今取り組んでいる町内の部分でいきますと多少違うところはございますが、例えば、資料の中で示されておりましたES

Dカレンダーに近いようなものは、先ほどありました課題発見・解決学習を基にしたカリキュラムマネジメントをもって、同じようなカレンダーを作成して教科間の連携等も含めて取組を進めているところでございます。最終的な資料の中に、主体的な学びであるとか、深い学び、それから価値観の創造というところが示されておりました。これは同じ新学習指導要領の趣旨の実現で達成できるものというふうに考えておりますので、その方面で各小学校の方へは、参考材料として示しながら実現に向けてさせていきたいというふうに思っております。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 是非、でも、この実践計画表は、学校に貼り出すなり、取り入れていただけたら、子どもたちが明らかに目に見えてSDGsというゴール自体が見えるので、是非、見える化というか、していただきたいなと思います。

次の文化財保存活用計画につきましてですけれども、これを出したのが、前回5月の13日に開催された全協で出された旧千葉家住宅納屋及び角屋改修方針についてのときに、方針が見えないということで、目の前の修繕とかそういったことに目がいって、最終的にどこが管轄していくか、教育委員会か、企画部か、どうなのかとちょっと混乱を招いたこともありましたので、是非具体的な計画、長期的に見た計画というのを作っていただきたいなと思ってこれを出したんですけれども、答弁の中に、広島県において来年度中の大綱策定を予定されている段階ですので、県の大綱が策定された後、その内容を踏まえて本町の文化財の策定について検討してまいりますとあるんですけれども、来年度中、大体いつ頃を予定されているのか、ご存じなんでしょうか。

○議長（桑原） 生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本） 来年度中の具体的な時期については、県の担当者においては言及されておられません。来年度中をめどにということで回答をいただいております。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） じゃあ、それができてから検討するということは、策定そのものを検討されるということなのか、策定内容を検討されるということか、どちらなんでしょうか。

○議長（桑原） 生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本） 2年後をめどに、県において策定される大綱においては、主に広島県域内の文化財の保存や活用に関する考え方、取組の方針、それから県内に属する市町に対する支援の方針、それから広域的な連携方針等について、こういったことが具

体的に盛り込まれる予定でございます。したがって、この辺のところの具体的なところを、大綱の具体的なところを確認した上で、当町にとってふさわしいものができるかどうか、する、しないを含めて検討させていただきたいということでございます。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 今年4月に施行された新しい文化財保護法ですけれども、それに基づいた文化財保存活用大綱、文化財保存活用地域計画、そして保存活用計画の策定に関する指針というのが文化庁から3月に出されておまして、その中を読んでいくと、文化財地域活用計画という中には、地域において文化財の保存活用に関して、当該市町村が目指す将来的なビジョンや具体的な事業などの実施計画を定め、これに従って計画的に取り組むを進めることで、継続的、一貫性のある文化財の保存活用が一層促進されると書いてあります。市町村における文化財行政の取組の方向性を計画として、対外的に明示するとともに策定した地域計画を広く周知し、民間団体等の様々な関係者のみならず地域住民の理解、協力を得ることにより、地域社会総がかりによるより充実した文化財の保存活用を図っていくことが可能となると書かれております。また、法定計画として市町村の行政体系に位置付けることで、文化財の保存活用の必要性、重要性が増す。そして、様々な関係者の参画を得ながら計画の検討を行うことで計画の作成過程自体も見える化し、文化財の保存、活用に対する地域住民の関心や理解の促進、更には地域のアイデンティティの醸造が期待されるとあります。やはり計画を考えていくことで、具体的なプラン、本当にどうしていくか、長期的にどうしていくかというのが見えていくことが示されております。

あと、保存活用計画の中でも、個々の文化財の保存状態や管理状況等の現状と次世代への継承に向けて直面する課題を整理し、今、多分いろいろ課題があるので、それを整理していった、保存活用を図るために必要な事業等の実施計画を定め、これに基づいて中、長期的な観点からの取組が進められることとなる。また、保存活用計画の作成、推進を通じて、当該文化財の保存活用に関する基本的な考え方や厳密に保存すべき箇所と改変が許容される部分、程度が明確化され、所有者らが自らの判断に基づき迅速に修理や活用を図ることができること、また、保存管理の適格性が向上し特定の行為を行う場合に必要な許可や届などに法に基づく手続きなどが分かりやすくなること、更に、保存活用のために必要な事項が地域住民や行政などにも見える化され、所有者だけでは対応が難しい部分への支援強化が見込めることなどの効果が期待されるとあります。

やっぱり、計画をすることで、いろんなものが、課題がブラッシュアップされて、これからどうしていききたいかが具体的に見えることで、町民の方にも示せると思うんですけども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（桑原）生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本）先ほどの答弁におきまして、県の大綱の内容を確認させていただいた上で、その策定そのものをやるか、やらないかの検討をさせていただくというふうに申しあげましたけれども、この度の文化財保護法の一部改正の趣旨からすれば、域内の文化財の保存や活用について、これまで以上に進めていこうということでございますから、そういった趣旨に鑑みますと、少なくとも検討においては、後ろ向きな検討はないというふうに考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）住民の方からいろんな声を聞いたり、周りからいろんな声を聞くんですけども、やはり文化財として大切にしたいと思われている方は、観光として使うと傷んでしまうという声、あんまり活用してほしくないという意見があったり、また、もう役に立たないなら潰してしまえという声を聞くと本当に胸が痛くなって、先人が残してきた文化というものは今の私たちが大切にしていかなければならないこと、壊れてしまったらもう取り戻せないものですので、是非そういった方たちにも具体的な計画を見せて、みんなが納得できるようなものを作っていただければと思います。

以上です。終わります。

○議長（桑原）5番、大江議員。

○5番（大江）5番、大江です。大きく1点について質問させていただきます。

調理実習室を保健センターへ設置しては。新公民館の中の調理実習室設置の廃止について、食育には欠かせない施設であるのになぜ廃止なのかを、今までに質問した経緯があります。その時の答弁が、費用対効果で、稼働率の高いものを優先にするため、限られたスペースの中で公民館使用の稼働率の低いものをカットするでした。そして、調理実習室は福祉センター及び海田東公民館にありますのでそちらを利用してもらえれば、とのことでした。

確かに月に1、2回の利用度は他の週1回の講座に対して少ないです。しかし、公民館まつりなどのイベントには、この調理実習室はフル回転です。夏休みでの親子の食育行事など、町の活性や青少年育成にも大いに貢献しています。

答弁の中に海田東公民館のことがありましたが、この公民館も、昭和50年8月に建設されたものですから、築45年で、建替えの時期がすぐに来ます。まして、今の費用対効果の考えだと、この公民館も調理実習室が廃止される懸念があります。

新海田公民館は、拠点避難所でもあります。備蓄や防災設備も必要な施設です。それを考えると、瀬野川を挟んで、この地区にも防災の観点から見て一つは調理実習室が必要ではないかと思います。

しかしながら、工事着工中の新海田公民館内には無理ですので、以前にも質問した保健センターに調理実習室を設置してはいかがでしょうか。稼働率が低いからとのことでしたら、調理実習室以外にでも使える仕様にするといいのではないのでしょうか。調理実習室の設置について、再度考える気はありませんか。

以上です。

○議長（桑原）西田町長。

○町長（西田）大江議員の質問につきましては、教育委員会から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）大江議員の質問に答弁いたします。

保健センターに調理室を設けてはどうかということについての質問でございますが、織田幹雄スクエアの建設に当たっては、海田公民館整備基本計画策定時に施設に導入する機能を検討しており、その際、限られたスペースにおいて整備できる諸室には限りがあることから、稼働率の低い調理室を整備しないことを御説明してきたところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）多田議員のときにもそのような答弁があったと思いますが、実は、この公民館の調理室は、平成27年3月、4階建てを計画しているときにはしっかり基本設計の中に入っておりました。27年6月にも入っておりました。しかし、28年4月、3階建てにということになって、多分稼働率の問題から削除されたと思います。それで、この稼働率が、ということは、そもそも本当に稼働率だけの問題であるならば、この27年3月に工作室とかこういう調理室がカットされていてもいいと思うんですが、そのときにはちゃんと基本計画の中に入っておりました。ですから、稼働率の低いもの、費用対効果とおっしゃいますが、結局は、4階を3階にして部屋が取れなかったのが現状ではない

かと思うんですが、それに間違いないでしょうか。

○議長（桑原）教育長。質問の通告の中に、保健センターに調理実習室を設置してはどうかという質問があると思うんですね。これに対しては答弁できてない。保健センターに今の工事中の新海田公民館には無理なのですが、以前にも質問した保健センターに調理実習室を設置してはどうでしょうかという質問なんです。ここについては。

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 3 時 5 8 分 休憩

午後 4 時 1 1 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

本日の議事日程は、終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の第2項の規定により、これにて延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決めます。

なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、御参集ください。本日は御苦労様でした。

午後 4 時 1 2 分 延会